

相模原市市営墓地の
在り方検討委員会

報 告 書

平成25年3月

相模原市市営墓地の在り方検討委員会

はじめに

人々の価値観やライフスタイルが時間の経過とともに多様に変化する現代社会において、人生の終焉をしめくくる葬送や、埋葬・墓地などの在り方についても多様な価値観が出現し、それに応じた多様な形式や収埋蔵方法などが行われるようになってきている。すでにそうした新しい埋葬や墓地の形式を取り入れている公営墓地も出てきており、墓地を供給する義務を持つ地方公共団体として、そうしたニーズの変遷や方向性を含めた対応について考え方の見直しが必要となってきた。相模原市においては、平成2年に市営峰山霊園の整備を開始してから現在に至るが、墓地供給のあるべき姿を長期的な視点で捉え直し、市町合併後の新たな相模原市の現状に即した今後の墓地供給の在り方を考える機会が設けられ、この度その任の一端を賜ることとなった。

1年余にわたる検討委員会では、そうした社会情勢や多様な形式の出現に対して、行政が担うべき公的事業としての役割や方向性について、「公平性」や「継続性」といった見地を念頭に、様々な課題の提起とその対応策について幅広い専門的見地や市民目線からの議論が展開された。議論を進めていく中では、墓地は「生」から「死」へと人々のステージを移行する場であるが、「承継」「墓守」というこれまで家単位で代々営まれてきた観念までも大きく変化しているという社会変化の背景に直面した。また、自分が死んだらこうして欲しいという、家ではなく埋葬される故人の個人としての意思が強くなっているという状況、一方、残された側にとっては、墓地は単に埋葬場所ではなく、故人との思い出や精神の拠り所、将来への時間を約束する場でもあるという気持ちの重みも反映すべき場所であることも明確になった。

上記のような背景を踏まえ、峰山霊園では、今後整備が予定される納骨堂などの形式や収蔵方法、収蔵期限、また壁面墓地と緑地の共存等についても議論が行われた。本報告書では、峰山霊園整備後の将来等、その他提起された多くの課題について結論を導いていない面があるものの、今後の整備に向けた考え方や一定の方向性を示すものとなったものと感じている。具体的には、墓地そのものの省スペース化や長期的な高齢化社会を見据えた有期限を設けた循環システムの必要性、また東日本大震災以降の墓地の防災面を考慮した緑やオープンスペースとしての価値が再認識され、いわゆる公園墓地としての機能拡充などに言及した。

詳細な報告内容については本文に譲ることとし、市民や社会の多様なニーズへの対応には十分に答えきれない部分も多くあるが、相模原市が市民に墓地を供給する上での新たな視点や修正を迫られる制度的な側面も加えられた。

本報告書の策定に当たり、貴重なご意見やご提言をいただいた委員の皆さんに感謝を申し上げますとともに、相模原市の今後の墓地計画の策定等に本報告書の内容が活かされ、市民の負託に応えていくことにつながれば幸いと思う次第である。

相模原市市営墓地の在り方検討委員会
会 長 池邊 このみ

目 次

第1章 相模原市市営墓地の在り方検討委員会の設置	1
1. 設置の経緯・目的	1
2. 設置期間	1
3. 構成委員	1
4. 開催経過及び内容	2
第2章 相模原市及び近隣における墓地の状況	3
1. 相模原市内の墓地の現状	3
（1）アンケート結果から見る墓地ニーズ	3
（2）墓地等の許可状況及び施設数の推移	4
（3）市営墓地の供給状況	5
（4）民営墓地の供給状況	11
2. 今後の墓地需要の動向	15
（1）市内の人口及び世帯数の推移と今後の推計	15
（2）増加が予想される墓地需要	17
（3）市民が望む墓地形態	18
（4）他都市に見る墓地形態の事例	21
3. 市営墓地の近年の取り組み	22
第3章 市営墓地の課題	23
1. 増加する需要への量的供給	23
（1）既存墓地内での可能性	23
（2）期限を設けた循環利用	23
（3）新たな墓地整備の課題	23
2. 複雑・多様化が見られる墓地需要	24
（1）墓地需要の調査・把握	24
（2）墓地形態の選択	25
3. 景観、環境への配慮	25
（1）景観への配慮－相乗効果のある空間利用－	26
（2）環境への配慮－公共空間としての緑地機能の付加－	26

4. 無縁墓地の整理	27
(1) 速やかな無縁改葬手続き	27
(2) 無縁化予防策	27
第4章 市営墓地の果たすべき役割	28
1. 持続的な墓地の供給	28
2. 市民の誰もが利用できる墓地の供給	29
3. モデルとなりうる公園墓地の整備	29
第5章 相模原市が目指すべき墓地の方向性と具体的な取り組み	30
1. 相模原市が目指すべき墓地の方向性	30
(1) 墓地の効率的な活用の推進	30
(2) 既存墓地再整備と省スペース化	31
(3) 公園墓地としての機能拡充	32
2. 既存市営墓地における具体的な取り組み	33
(1) 峰山霊園	33
(2) 柴胡が原霊園	36
まとめ	37
附属資料	39
1. 市営峰山霊園における墓地整備のシミュレーション	41
2. 用語解説	45
3. 検討委員会開催経過及び内容	48
4. 出典図書等	48

第1章 相模原市市営墓地の在り方検討委員会の設置

1. 設置の経緯・目的

相模原市は、柴胡が原^{さいこがはら}霊園及び峰山霊園の2つの市営墓地を有しており、現在も整備中の峰山霊園については、平成33年度までの整備・供給計画として『改定市営峰山霊園整備計画基本構想』（以下「現計画」という。）を平成15年3月に策定している。

しかし、計画策定から10年近くが経過し、今後の超高齢社会において墓地^{*1}不足が予測される中、墓地事情の変化や墓地形態等に関する市民ニーズの多様化、少子化の進行等による墓地の無縁化^{*2}への対応なども踏まえ、長期的な視点を持った市の墓地供給の在り方について検討すべき時期を迎えていた。さらに、平成22年度の市の事業仕分けでは、峰山霊園公園墓地整備事業について、民間事業者と市の役割を踏まえた墓地供給の在り方を検討するよう「要改善」の結果を受けた。

こうしたことから、市営墓地をめぐる様々な課題について新たな検討を進めるため、平成23年8月、有識者と市民委員で構成される「相模原市市営墓地に関するあり方検討会」（平成24年度より「相模原市市営墓地の在り方検討委員会」）が設置されることとなった。

2. 設置期間

平成23年8月1日から平成25年3月31日まで

3. 構成委員

会 長 ^{いけべ}池邊 ^{このみ}このみ（千葉大学大学院園芸学研究科教授）

副会長 ^{よこた}横田 ^{むつみ}睦（公益社団法人全日本墓園協会主任研究員）

委 員 ^{いとう}伊藤 ^{あきら}顕（市民公募）

委 員 ^{くぼた}久保田 ^{まさみ}正巳（市民公募）

委 員 ^{なかにし}中西 ^{やすこ}泰子（相模女子大学人間社会学部社会マネジメント学科講師）

委 員 ^{もり}森 ^{けんじ}謙二（茨城キリスト教大学文学部文化交流学科教授）

※ 敬称略。委員は五十音順

4. 開催経過及び内容

会議名	日程	主な検討事項等
第1回検討会	H23. 10. 12	設置目的・検討項目・スケジュール等 市営墓地の現状について
第2回検討会	H23. 11. 25	視察：本市の霊園、近隣他都市の霊園
第3回検討会	H24. 1. 18	近隣民営墓地の紹介について 墓地に係る公民それぞれの役割について
第4回検討会	H24. 2. 15	墓地の循環利用の促進について 市営墓地を供給する対象者について 市営墓地の供給数について
第5回検討会	H24. 3. 9	市営峰山霊園の整備について 今後の市営墓地の整備の方向性について
第6回検討委員会	H24. 6. 29	市営峰山霊園の整備について（続） 今後の市営墓地の整備の方向性について（続）
第7回検討委員会	H24. 8. 21	最終とりまとめ作成に向けた作業
第8回検討委員会	H24. 11. 19	最終とりまとめ作成に向けた作業

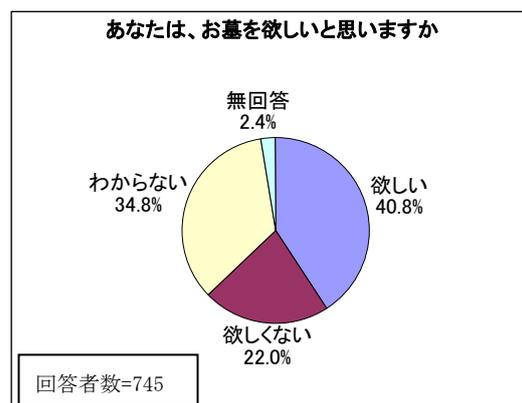
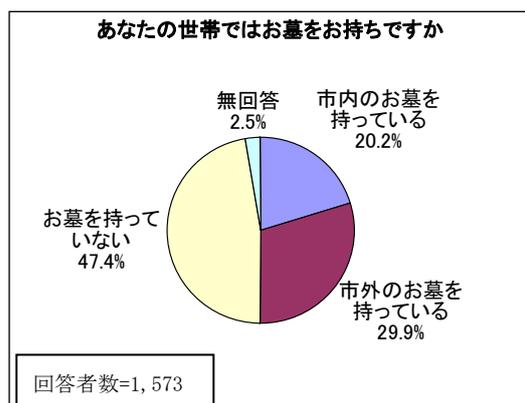
※ 第6回から『相模原市市営墓地に関するあり方検討会』から会議の位置づけを審議会等に改め『相模原市市営墓地の在り方検討委員会』へ組織変更。

第2章 相模原市及び近隣における墓地の状況

1. 相模原市内の墓地の現状

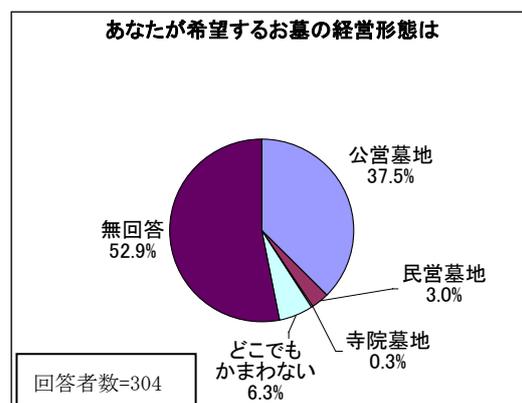
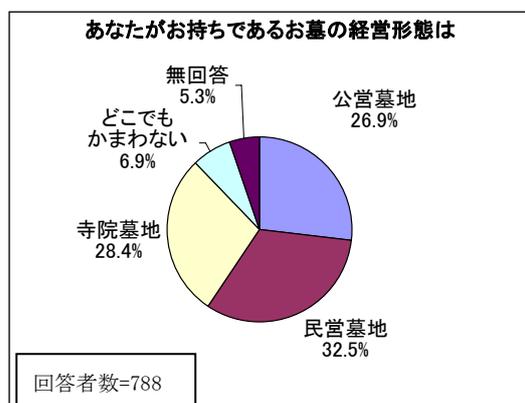
(1) アンケート結果から見る墓地ニーズ

平成23年5月に実施した「市政に関する世論調査」*3（以下「世論調査」という。）において、市民のお墓の所有の有無について調査したところ、約47%が「お墓を持っていない」と回答し、そのうちの約40%が「お墓を欲しい」と回答していることから、市内の墓地需要は決して低くない状況である。



出典：市政に関する世論調査

また、お墓を持っている方とお墓を持っていない方に対し、それぞれ所有する、あるいは希望するお墓の経営形態について調査したところ、お墓を持っている方については、「公営墓地（市町村等が経営する墓地）」、「民営墓地（宗教法人や公益法人が経営する墓地。宗派を問わず広く一般に使用者を募る）」、「寺院墓地（宗教法人が経営し、宗教の信徒のみに提供される墓地）」を所有する割合がいずれも30%前後であったが、お墓を持っていない方については、無回答を除けば「公営墓地」を希望する割合が大部分を占めている。これは、第1順位としては公営墓地を希望するものの、公営墓地が取得できなかった場合には「民営墓地」や「寺院墓地」を取得している可能性を示しているといえる。



市政に関する世論調査を基に集計

(2) 墓地等の許可状況及び施設数の推移

墓地需要の受け皿となる市内の墓地等の許可状況及び施設数の推移を見ると、平成18年度から平成23年度までの間に、宗教法人による墓地が127箇所から128箇所に、納骨堂*4が6箇所から7箇所に増えているが、大きな変化はない。

また、少しずつ減少傾向にあるものの、個人墓地や共同墓地^(注)が多く見受けられることも相模原市の特徴として挙げられる。

○相模原市における墓地等の施設数の推移

年度 (各年度末)	経営形態	墓 地	納骨堂
H18	公 営	2	—
	宗教法人	127	6
	そ の 他	4,842	—
	計	4,971	6
H19	公 営	2	—
	宗教法人	128	6
	そ の 他	4,834	—
	計	4,964	6
H20	公 営	2	—
	宗教法人	128	7
	そ の 他	4,832	—
	計	4,962	7
H21	公 営	2	—
	宗教法人	128	7
	そ の 他	4,829	—
	計	4,959	7
H22	公 営	2	—
	宗教法人	128	8
	そ の 他	4,824	—
	計	4,954	8
H23	公 営	2	—
	宗教法人	128	7
	そ の 他	4,822	—
	計	4,952	7

出典：相模原市保健所年報

※その他は、個人墓地や共同墓地などの公営や宗教法人以外の墓地。

※墓地欄に記載のある数値は、箇所数を示すものであり、区画数を示すものではない。

(注) 個人墓地と共同墓地：いずれも地域に古くからある墓地で現在は原則新設できない。個人墓地は、個人の所有地（屋敷内や畑など）にお墓を建てたもの。共同墓地は、個人又は地域住民の共有名義の土地に建てられた墓地。近年見られる公営・民営墓地内の合葬式の墓地を共同墓地と称することがあるが、これとは異なる。

(3) 市営墓地の供給状況

相模原市は、市営墓地として柴胡が原霊園、峰山霊園の2箇所を整備しており、柴胡が原霊園については、既に整備が完了し、空き区画が生じた場合に再募集を行っている。また、峰山霊園については、平成33年度までの整備計画を策定し、供給を行っている。

1) 柴胡が原霊園の概要

○所在地

相模原市中央区南橋本3丁目6番



*この背景地図等データは、国土地理院の電子国土Webシステムから配信されたものである

○施設の概要

ア 種 別 霊園

イ 面 積 1.01 h a

ウ 供用開始 昭和25年(旧相原村墓地に隣接する区画整理地*⁵に相模原町営墓地として設置する。)

エ 総区画面積 5,778.69 m² (整備完了)

○墓地の区画面数等 (平成24年8月1日現在)

墓地の種別	使用期間	区画面積	整備区画面数	供用区画面数
普通墓所* ⁶	永年	3.1 m ² ~19.8 m ²	739 区画	735 区画



普通墓所



入口部

○使用料（カロート*⁷設置費用は含まず）及び管理料

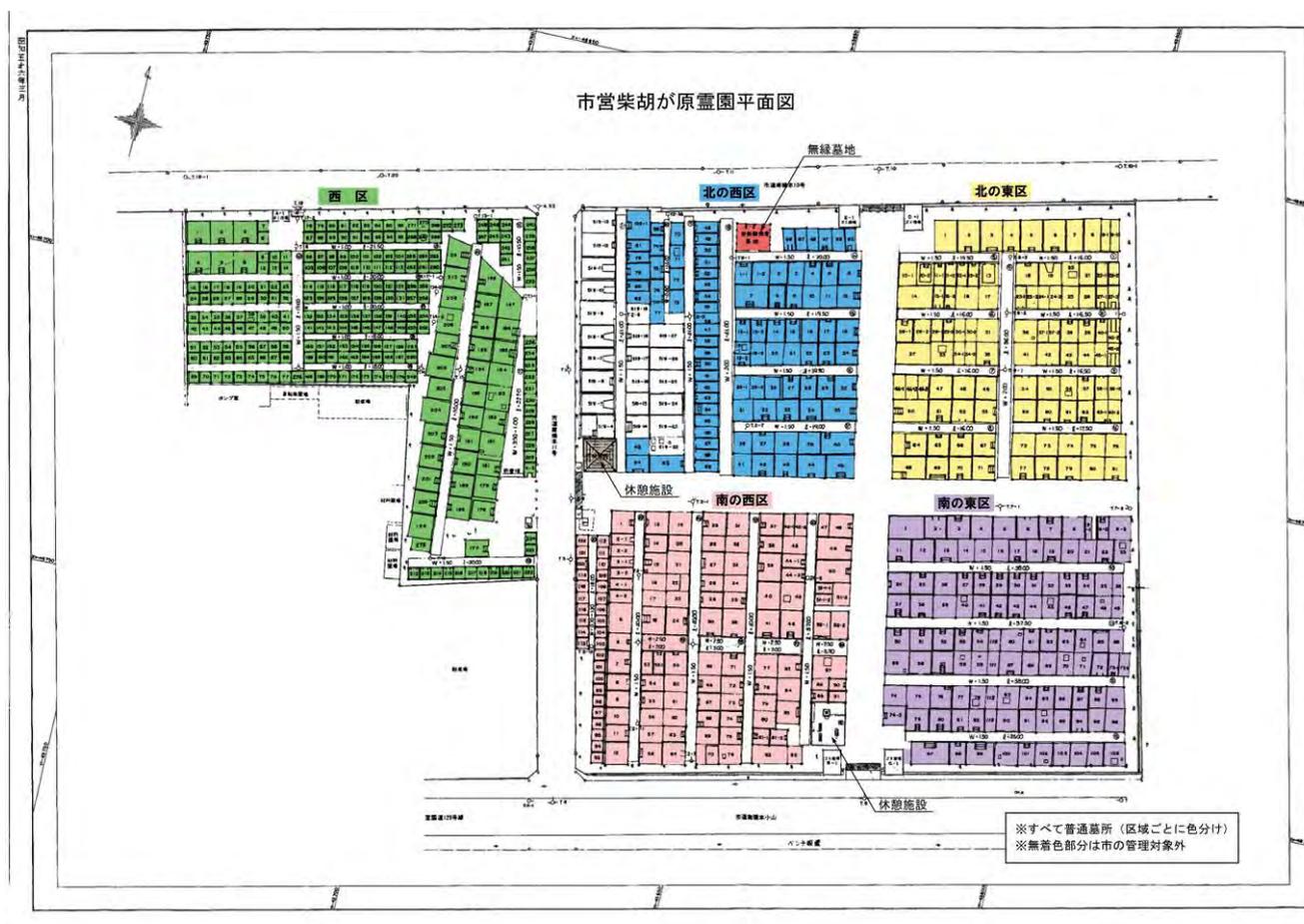
墓地の種類	使用期間	区画面積	使用料	管理料	
				市内	市外
普通墓所	永年	3.1 m ² ～ 19.8 m ²	96,000 円/m ²	500 円/m ²	750 円/m ²

※管理料は、使用者が市外に居住する場合は、5割増しとなる。

○その他

霊園内に、昭和 25 年開設当時の区画整理により移転した個人墓地 23 区画と、市の無縁没者
 供養塔*⁸（市、地域福祉課所管）が存在する。

○平面図



本文中の*印は、用語解説 P45 をご参照下さい。

2) 峰山霊園の概要

○所在地

相模原市南区磯部 4, 573 番地 2



*この背景地図等データは、国土地理院の電子国土 Web システムから配信されたものである

○施設の概要

- ア 種 別 霊園(供用開始 平成 2 年 10 月)
- イ 管理面積 16ha(都市計画決定*⁹ 昭和 55 年 12 月)
- ウ 整備済面積 14.71ha(公園面積 4.63ha 墓域面積 10.08ha)

○墓地の区画数等 (平成 24 年 8 月 1 日現在)

ア 一般墓所

墓地の種類別	使用期間	区画面積	整備区画数	供用区画数
普通墓所	永年	4 m ²	1,776 区画	1,775 区画
		2.5 m ²	723 区画	723 区画
芝生墓所* ¹⁰	永年	4 m ²	3,023 区画	3,022 区画
		2.5 m ²	1,154 区画	1,154 区画
墓石付芝生墓所* ¹¹	10 年	2.5 m ²	392 区画	383 区画
計			7,068 区画	7,057 区画

イ 合葬式墓所

墓地の種類別	使用期間	区画面積	整備体数	供用体数
合葬式墓所* ¹²	永年		5,000 体	320 体



普通墓所



芝生墓所



10年期限付墓石付芝生墓所



合葬式墓所

○使用料（カロート設置費用を含む）及び管理料

（単位：円）

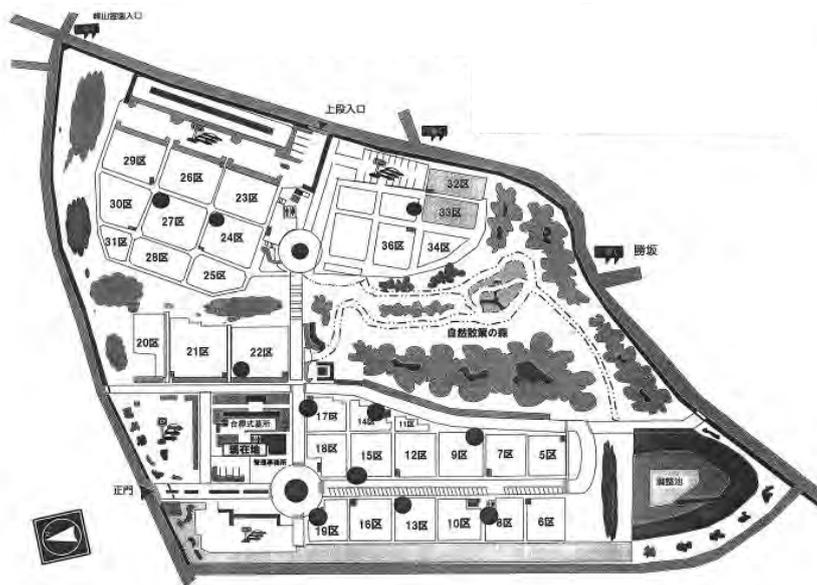
種別	使用期間	区画面積	使用料	管理料	
				市内	市外
普通墓所	永年	4 m ²	606,000	6,500	9,750
		2.5 m ²	445,000	4,500	6,750
芝生墓所	永年	4 m ²	606,000	6,500	9,750
		2.5 m ²	445,000	4,500	6,750
墓石付芝生墓所	10年	2.5 m ²	189,000	4,500	6,750
合葬式墓所	永年		90,000 (1体につき)		

※墓石付芝生墓所の使用期間を更新する際の使用料は、使用者が市外に居住する場合は、5割増しとなる。

※管理料は、使用者が市外に居住する場合は、5割増しとなる。

※合葬式墓所は管理料はかからない。

○平面図



○今後の墓地供給計画（H24～H33）の墓地種別及び基数

種 別	供 給 数
一般墓所（芝生墓所）	382 区画
合葬式墓所	400 区画
壁 面 墓 所 ^{*13}	500 区画
納 骨 堂	1,300 区画
計	2,582 区画

3) 峰山霊園の公募状況

峰山霊園のこれまでの公募状況を見ると、芝生墓所と普通墓所については有骨区分^{*14}に9割の優先枠を設けているものの、平均倍率は1.55倍となっており、遺骨を有していたとしても必ず取得できるという状況にはない。また、一般区分^{*15}（生前取得）については、平均倍率50倍を超える状況となっている。平均倍率については、設定する募集区画数により変動があるものの、一般区分の応募数は有骨区分の6倍以上あり、市営墓地に対するニーズはかなり高い状況にある。

○芝生墓所・普通墓所の公募状況

墓地種別	申込区分	応募状況	
		募集区画数	応募数
芝生墓所 (全8期実施) (平成元年～平成22年)	有骨区分	募集区画数	3,458 区画
		応募数	5,844 名
		平均応募倍率	1.69 倍
	一般区分	募集区画数	718 区画
		応募数	37,524 名
		平均応募倍率	52.26 倍
普通墓所 (全7期実施) (平成4年～平成22年)	有骨区分	募集区画数	2,206 区画
		応募数	2,918 名
		平均応募倍率	1.32 倍
	一般区分	募集区画数	290 区画
		応募数	19,284 名
		平均応募倍率	66.50 倍

※ 芝生墓所・普通墓所を合計した平均応募倍率

平均応募倍率	有骨区分	1.55 倍
	一般区分	56.36 倍

一方、10年の使用期限を設けた墓石付芝生墓所については、平成16年度と平成19年度の2度の公募を実施したが、いずれも応募数は募集区画数を満たしていない。両年度共に、公募に当たっては、墓石付芝生墓所のほか、芝生墓所・普通墓所（従来型の永代使用^{*16}墓地）を同時に募集しているが、多くの市民は、後者を選択している。

○墓石付芝生墓所の公募状況

墓地種別	申込区分	応募状況	
		募集区画数	※447 区画
墓石付芝生墓所 (全2期実施) (平成16年・平成19年)	有骨区分のみ	応募数	268 名
		平均応募倍率	0.60 倍

※募集区画数に達しなかった分の追加公募区画数を含む（整備区画数は392区画）

合葬式墓所の公募については、1体用と2体用の申込区分があり、それぞれに有骨・生前区分^{*17}を設け、有骨区分に9割の優先枠を設けている。平成22年度に公募が開始され、以後隔年での公募を実施している。

公募の状況を見ると、有骨区分については1体用、2体用ともに応募数は募集区画数を満たしていないものの、生前区分の状況で見れば、1体用、2体用とも一定の応募があることから、承継^{*18}を前提としない墓地に対するニーズはある程度見込まれる。

なお、平成22年度は、芝生墓所・普通墓所を同時に募集したが、応募数全体に占める合葬式墓所応募数の割合は、概ね2割程度となっている。

○合葬式墓所の公募状況

墓地種別	申込区分		応募状況	
			募集区画数	108 区画
合葬式墓所 (全1期実施) (平成22年)	1体用	有骨区分	応募数	79 名
			平均応募倍率	0.73 倍
			募集区画数	12 区画
		生前区分	応募数	138 名
			平均応募倍率	11.50 倍
			募集区画数	171 区画
	2体用	有骨区分	応募数	98 名
			平均応募倍率	0.57 倍
			募集区画数	19 区画
		生前区分	応募数	709 名
			平均応募倍率	37.32 倍

本文中の*印は、用語解説P46をご参照下さい。

(4) 民営墓地の供給状況

前述のとおり、ここ数年の墓地等の施設数に大きな変化は見られない。相模原市における墓地の許可件数の推移は下表に示すように、平成18年度から平成23年度までの間に墓地の廃止、変更等は年に1から8件程度あるものの、新設については墓地が平成19年度に1件、納骨堂は平成20年度と平成22年度にそれぞれ1件ずつである。

○相模原市における墓地等の許可件数の推移

年度(各年度末)	H18			H19			H20			H21			H22			H23		
区分	新設	変更	廃止															
墓地		1	5	1	1	8		2	2			3		1	5		1	2
納骨堂							1						1					1

※廃止は個人墓地のみ

出典：相模原市保健所年報

墓地等の新設許可件数があまり見られない背景として、市内の墓地需要が逼迫^{ひっばく}している状況ではないということが想定される。平成14年から平成23年までの市内全体の墓地需要は約9,400基と予測されているが、この期間中、民営墓地と市営墓地を合わせて、約10,400区画の墓地を整備・供給していることから、量的には需要を満たしている。

また、相模原市内のうち、合併前の旧相模原市域（現在の南区、中央区、緑区の一部）においては、地形が平坦であることから住宅開発を中心とした都市化が進んできたため、現実的に墓地を開発する余地は少なかったことがあり、旧津久井地域（城山・津久井・相模湖・藤野）においては、個人墓地・共同墓地を所有している方の割合が高く、これらの墓地が一定の需要を吸収する役割を果たしていたことから、民営墓地が増えなかった可能性もある。

○墓地需要と供給数（H14～H23）

期間	墓地需要予測	民営墓地（寺院含む） 許可件数（区画数）	市営墓地供給数
H14～H23	9,423区画	約7,800区画	2,594区画（公募済）

※市営墓地供給数のうち、合葬式墓所は体数ではなく、区画数でカウント

○墓地の所有割合及び個人墓地の所有割合

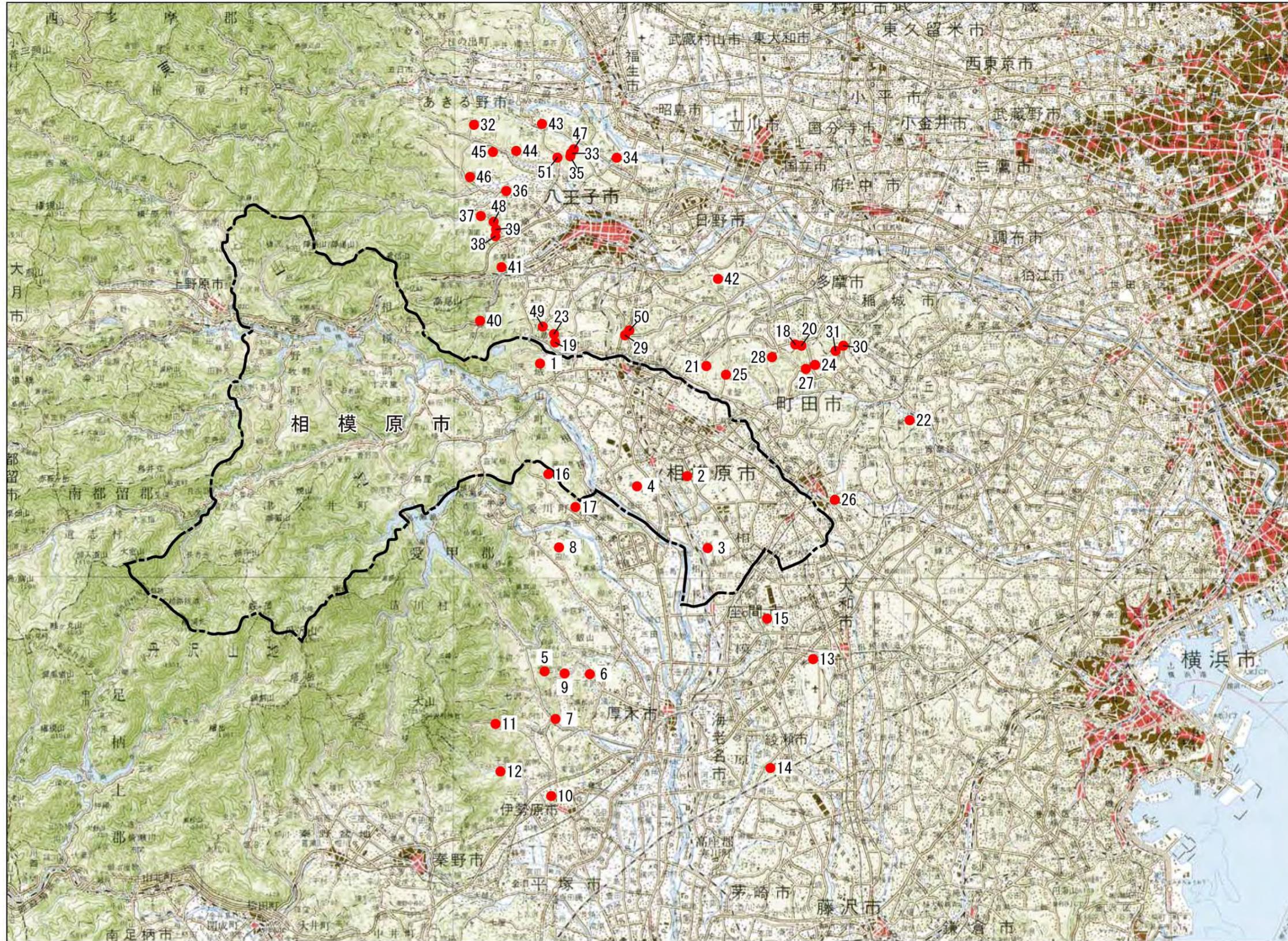
区分	北部地域 (旧相模原)	南部地域 (旧相模原)	旧津久井地域
墓地を所有していない方の割合	47.6%	54.9%	34.7%
墓地を所有する方のうち、個人墓地を所有する方の割合	11.6%	4.6%	26.9%

出典：相模原市営霊園整備調査報告

一方、周辺の厚木市、綾瀬市や東京都町田市、八王子市等においては多数の霊園が整備されており、相模原市内においては比較的少ない民営墓地が、近隣市町等に多く分布していることがわかる。

世論調査の結果を見ると、お墓を持っている方の約半数が「市外にお墓を持っている」と回答している。これは、高度経済成長期に地方圏から流入してきた市民が多いという相模原市の特性から、地方にお墓を持っている場合が想定される。また、公営墓地を取得できなかったために「民営墓地」や「寺院墓地」を取得している可能性については前述したとおりであるが、さらに付け加えれば、その一部については近隣市町村の民営墓地を確保している可能性も考えられる。

相模原市近隣の主な民営墓地



1	城山湖霊園
2	陽光台霊園
3	紅葉亭
4	相模ふれあいの杜 田名聖地霊園
5	厚木霊園
6	厚木中央霊園
7	開修寺墓苑
8	おぎの聖地公園
9	厚木森の里霊園
10	みろくの里霊苑
11	伊勢原 日向霊園
12	龍泉寺 おおやま墓苑
13	メモリアルパーク花の郷聖地
14	県央綾瀬霊園
15	アドミール座間
16	さがみ野霊園
17	相模メモリアルパーク
18	多摩さくら浄苑
19	町田聖地霊苑
20	サンメモリアル東京
21	南大沢バードヒルズ
22	三輪ふるさと苑
23	武蔵岡霊園
24	メモリアルフォレスト多摩
25	町田メモリアルパーク
26	梅花の郷 光明浄苑
27	合掌の郷 町田小野路霊園
28	グリーンパーク新町田霊園
29	メモリアルパーク クラウド御殿山
30	町田いずみ浄苑 フォレストパーク
31	東京多摩霊園
32	八王子 上川霊園
33	八王子道玄霊園
34	少林寺聖地霊園
35	多摩八王子霊苑
36	浄光の森聖地
37	城山霊園
38	八王子浄苑 であいの郷
39	高級公園墓地 東京霊園
40	高尾霊園春泉寺
41	東本願寺 八王子の杜公園墓地
42	メモリアルガーデン多摩
43	中央霊園
44	萩霊園
45	八王子メモリアルパーク
46	ひだまりの里
47	東京ゆりが丘苑
48	八王子 青葉霊苑
49	東京秋田霊園
50	まや霊園
51	帝釈天 むさしの霊園

2. 今後の基地需要の動向

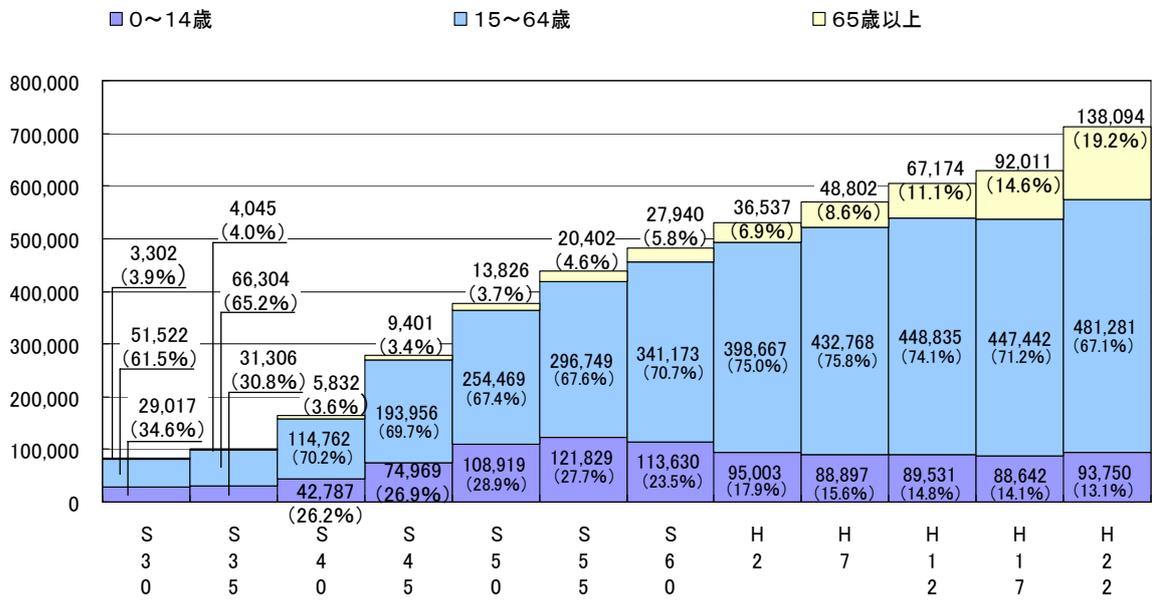
(1) 市内の人口及び世帯数の推移と今後の推計

相模原市のこれまでの人口推移を見ると、昭和30年代前半から昭和50年代前半にかけて、急激に増加（4.5倍程度）しており、高度経済成長期における自然増加とともに、地方圏からの人口流入による社会増加も主な要因として挙げられる。

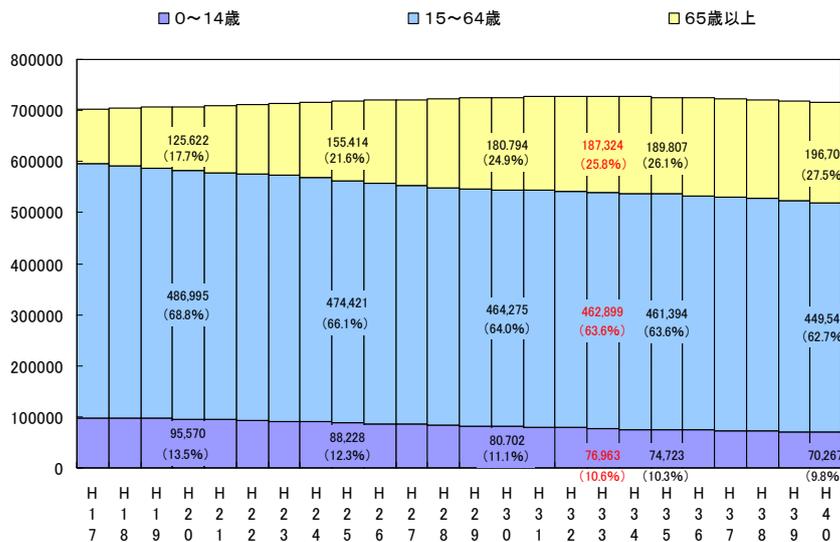
今後の人口推計については、平成33年頃をピークに、その後緩やかな減少に入ると考えられているが、高齢者人口（65歳以上）はその後増加していくと予想されている。

○これまでの人口推移と今後の推計

年齢別人口の推移(3区分)



出典：相模原市統計書



出典：新相模原市総合計画

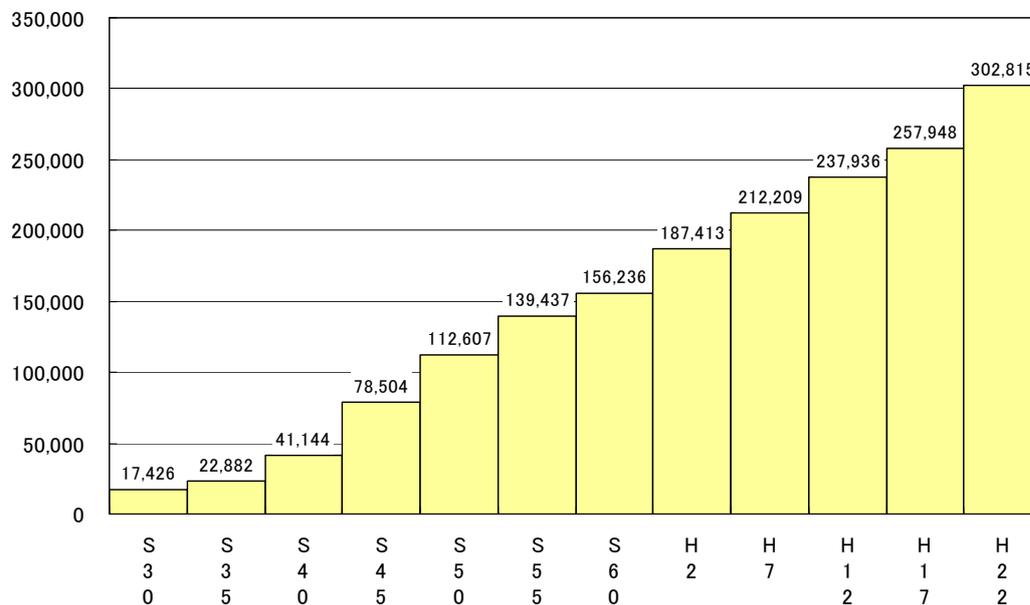
※平成18年3月に旧相模原市と津久井町、相模湖町が合併

※平成19年3月に旧相模原市と城山町、藤野町が合併

※平成17年、18年は旧5市町を合算

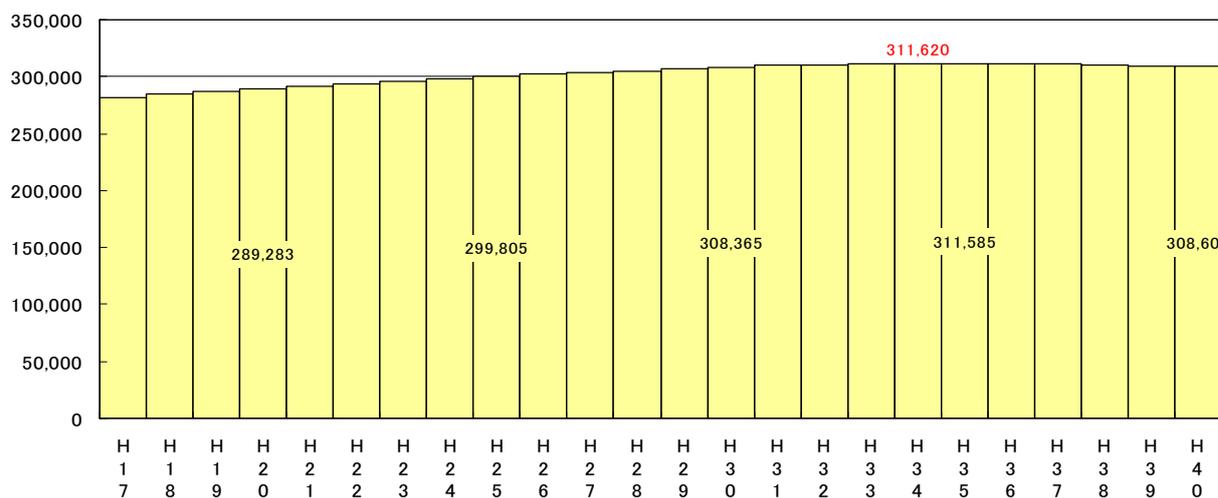
○これまでの世帯数の推移と今後の推計

総世帯数の推移



出典：相模原市統計書

総世帯数の推計



出典：新相模原市総合計画

※平成 18 年 3 月に旧相模原市と津久井町、相模湖町が合併

※平成 19 年 3 月に旧相模原市と城山町、藤野町が合併

※平成 17 年、18 年は旧 5 市町を合算

(2) 増加が予想される墓地需要

市内の高齢者人口は今後も増加傾向にあることから、死亡者数の増加に沿って墓地需要も増加すると考えられる。また、高度経済成長期以降に地方圏から相模原市に転居してきた市民が将来的に市内にお墓を求めることを考えれば、市内の墓地需要は増加傾向にあると言える。

相模原市では、「相模原市営霊園整備調査報告」*¹⁹（平成20年3月）（以下「調査報告」という。）において、大阪府方式^(注)に基づいた需要算定を行ったが、これによれば、平成23年から平成61年までの間に約88,000基の墓地需要が発生すると予想される。この中では、平成22年から平成26年までの5年間で必要となる墓地需要数は6,030基であるのに対し、ピークに達する平成52年から平成56年までの5年間では、2倍以上の13,925基の墓地需要が見込まれている。

また、P9の「峰山霊園の公募状況」が示しているとおおり、“実需要”ともいえる「有骨区分」の平均応募倍率が1.55倍であるのに対し、“将来需要”ともいえる「一般区分」の平均応募倍率は50倍を超えている状況であることなどから、中長期的に見た場合には、増加する需要に供給が追いつかず、墓地が足りなくなる可能性も考えられる。

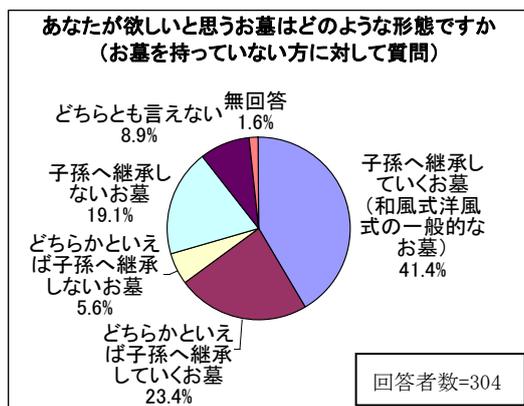
○ 相模原市必要墳墓数（推計）・大阪府方式

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得世帯率	取得世帯数 (墓地需要数) (1年度当たり)	取得世帯数 (墓地需要数) (5年度当たり)
H7～ H11	644,505	0.0046	2,955	0.703	0.395	821	0.327	679	3,395
H12～ H16	674,220	0.0051	3,465	0.703	0.395	962	0.327	797	3,985
H17～ H21	697,586	0.0058	4,019	0.703	0.395	1,116	0.327	924	4,620
H22～ H26	707,973	0.0074	5,248	0.703	0.395	1,457	0.327	1,206	6,030
H27～ H31	711,357	0.0093	6,610	0.703	0.395	1,835	0.327	1,520	7,600
H32～ H36	708,402	0.0116	8,197	0.703	0.395	2,276	0.327	1,884	9,420
H37～ H41	699,535	0.0142	9,968	0.703	0.395	2,768	0.327	2,291	11,455
H42～ H46	684,527	0.0172	11,775	0.703	0.395	3,270	0.327	2,707	13,535
H47～ H51	661,390	0.0183	12,103	0.703	0.395	3,361	0.327	2,782	13,910
H52～ H56	636,588	0.0190	12,115	0.703	0.395	3,364	0.327	2,785	13,925
H57～ H61	611,124	0.0194	11,854	0.703	0.395	3,292	0.327	2,725	13,625

(注) 大阪府方式：墓地の需要予測方式の中で、これまで最も一般的に使用されてきた方式。昭和40年の「墓地現況調査報告書(2)－大阪府東部地区」(大阪府土木部)で採用された方式で、世帯数を基準にし、アンケート調査結果等から得られる現居住地への定住性(定着係数)、墓地の所有状況と将来の購入意志(取得世帯率)、核家族化の進展と1家族1墓地を前提に分家していく割合(傍系世帯率)、当該年度の推定死亡者数を用いて需要数を算出する。墓地需要率を基にした需要数と、傍系世帯率を基にした需要数の平均値をもって墓地需要数とする。

(3) 市民が望む墓地形態

世論調査によれば、墓地形態については、「子孫へ承継するお墓」と「どちらかと言えば子孫へ承継するお墓」を希望する方が 60%を超えており、いわゆる従来型の墓石を立てる形態のお墓が望まれていることがわかる。一方、合葬式墓所等、子孫へ承継しないお墓を希望する割合は、約 20%程度となっている。合葬式墓所等に対する一定のニーズは見込めるものの、現状としては、子孫へ承継するお墓を希望する傾向が強いと言える。



出典：市政に関する世論調査

○子孫へ承継するお墓の事例



普通墓所 (市営峰山霊園)



芝生墓所 (市営峰山霊園)

○子孫へ承継しないお墓の事例



合葬式墓所 (市営峰山霊園)



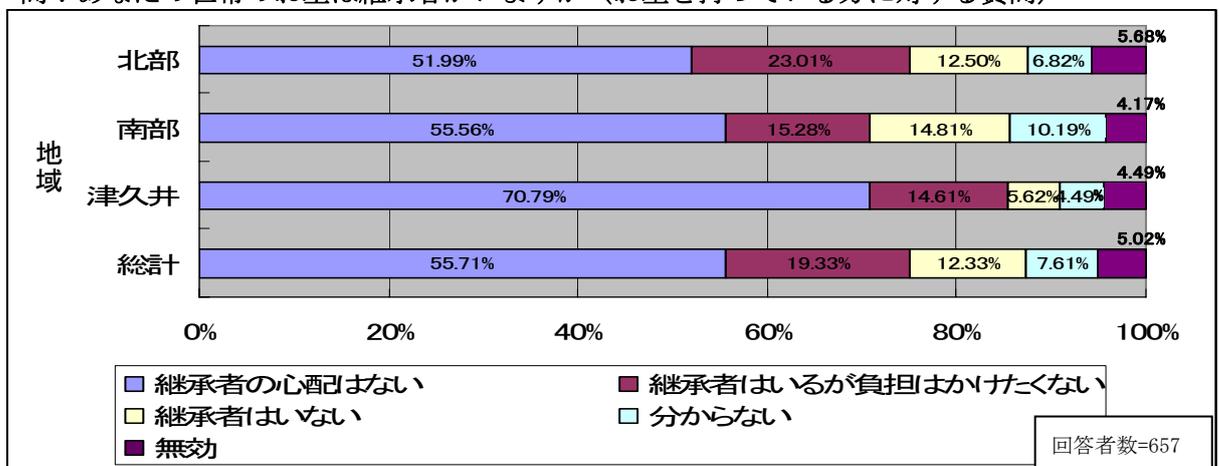
合葬式樹木型納骨施設
(横浜市営メモリアルグリーン)

墓地形態のニーズに対する今後の動向については、市民がお墓の承継をどのように捉えているかも重要な要素である。

調査報告のアンケート結果によると、お墓を持っている方のうち、「継承者の心配はない」が56%である一方、「継承者はいるが負担はかけたくない」が19%、「継承者はいない」が12%、「分からない」が8%となった。この結果から、現在お墓を所有している人の中でも約4割が、承継に対して何らかの問題を抱えていることが伺える。

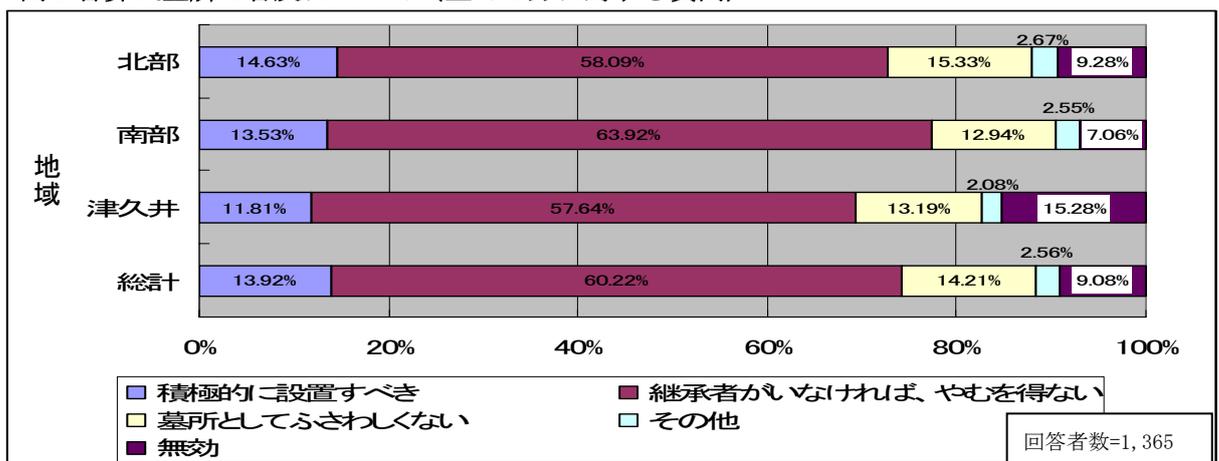
また、合葬式墓所の普及については、「積極的に設置すべき」「継承者がいなければやむを得ない」など、合葬式墓所を受け入れ得るという回答は合わせて約7割を占めており、決して否定的には捉えていないといえる。

問：あなたの世帯のお墓は継承者がいますか（お墓を持っている方に対する質問）



出典：相模原市営霊園整備調査報告

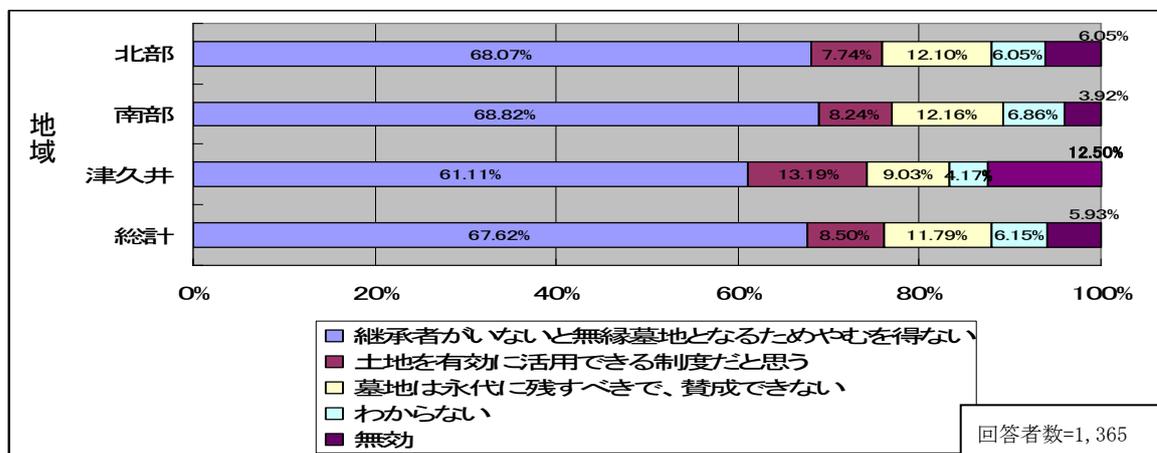
問：合葬式墓所の普及について（全ての方に対する質問）



出典：相模原市営霊園整備調査報告

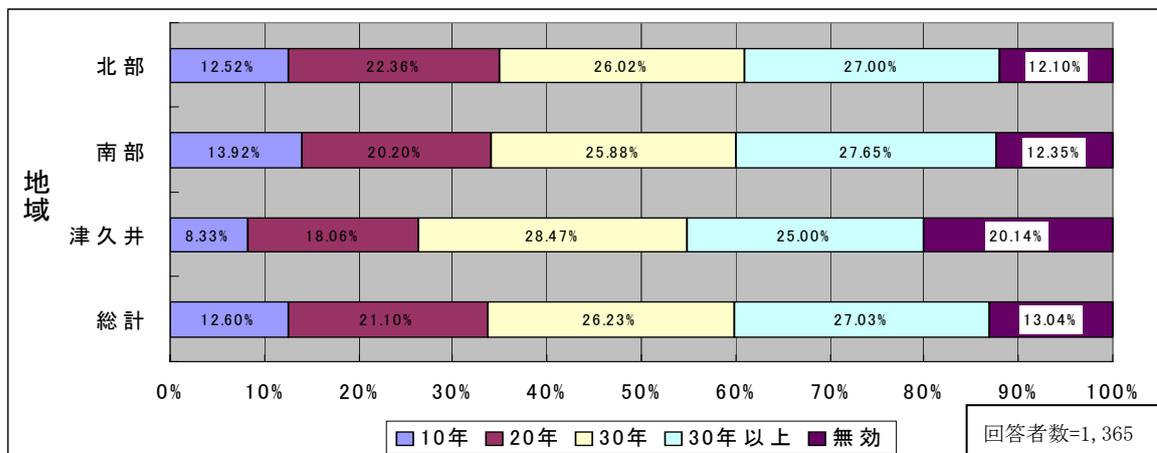
また、調査報告においては、墓地の使用期限を定める制度の意向についても調査を行っている。その結果は「継承者がいないと無縁墓地となるためやむを得ない」が68%と使用期限を定めることについては比較的肯定的な意見が多い。

問：墓地の使用期限を定める制度について（全ての方に対する質問）



出典：相模原市営霊園整備調査報告

問：墓地の使用期限について（全ての方に対する質問）



出典：相模原市営霊園整備調査報告

現状としては子孫へ承継するお墓を希望する傾向にあるものの、「承継者がいない場合には」という条件が付けば、使用期限を定めることや合葬式墓所等、子孫へ承継しないお墓に対しての肯定的な意見は多い。

本委員会では、調査報告で示されたアンケート結果について、特に「合葬式墓所」等の新形態の墓地に対する市民の認知度が低いことなどが影響を与えるのではないかと指摘があった。今後の墓地形態の動向に関しては、こうした新形態墓地への理解を広めた上で、将来望まれる墓地形態の動向を注視していく必要がある。

(4) 他都市に見る墓地形態の事例

他都市においては、市民の墓地形態に関するニーズに対応するため、様々な試みがされている。藤沢市営大庭台墓園の立体墓地内にある普通納骨壇と集合納骨壇もその一つである。これらは使用期間を50年と定めているものの、期限到来後の更新を認めており、普通納骨壇については、その外観も従来型墓地を踏襲したものとなっている。また、集合納骨壇については、献花台や線香立ては集合型としているが、納骨スペースの目の前で参拝できる仕組みとなっている。限られたスペースの中で、市民の従来型墓地への要望にも応える一つの方策といえる。



普通納骨壇（藤沢市営大庭台墓園）



集合納骨壇（藤沢市営大庭台墓園）

一方、自然に還りたいという志向の高まりから、樹木型墓地^{*20}を供給する自治体も見受けられる。横浜市営メモリアルグリーンの「合葬式樹木型納骨施設」は、シンボルツリーに低木、芝、花などで覆われたマウンド状の区画に、骨壺を直接埋蔵する集合形式^{*21}の墓地であるが、こうした自然に還りたいという志向に対応した試みといえる。

また、東京都公園審議会は東京都に対し、「都立霊園における新たな墓所の供給と管理について」（平成20年）の答申において、集合形式（相模原市における合葬式墓所にあたるもの）の応募が応募数全体の4割を超えているとした上で、都民の自然に還りたいという志向も考慮し、それに対応する新たな形式の集合墓地の導入を検討する必要があると提言している。答申を受け、東京都では平成23年度に「樹林型合葬施設」を整備し、平成24年度に初年度の公募を実施しているが、募集数500体に対し、8,000体を超える応募があり、応募倍率は16倍を超える状況となっている。

さらに、樹木型墓地の特徴として、墓地でありながらも良好な緑の保全がより確保され、景観や自然環境に配慮していることが挙げられる。

相模原市においては、こうした形態の施設に対するニーズの動向は、現在まだ把握していないが、他都市の状況を勘案すれば、その志向が高まっていると考えられる。



合葬式樹木型納骨施設（横浜市営メモリアルグリーン）



樹林型合葬施設（東京都営小平霊園）

3. 市営墓地の近年の取り組み

増加する墓地需要や多様化する墓地ニーズに対応するため、相模原市ではこれまで、以下のような取り組みを行ってきた。

峰山霊園は、昭和 55 年に都市計画決定を行い、昭和 60 年 3 月に策定した「峰山霊園基本構想」に基づき平成 2 年に供用を開始した。計画当初は、約 6,500 基の墓地を整備し、平成 19 年度で供給が完了する予定であったが、墓地需要の高さを反映し、当時の公募における平均応募倍率は、有骨区分約 1.5 倍、一般区分約 53 倍という状況であった。こうしたことから、平成 15 年 3 月に「改定市営峰山霊園整備計画基本構想」を策定し、用地を可能な限り効率的に利用することにより、墓地の供給増を図ることを基本方針とした。

また、計画では平成 14 年度から平成 33 年度までの 20 年間に、市域全体で約 24,500 基^(注1)の墓地が必要と予測した。そのうちの 20%^(注2)にあたる約 5,000 基を新たに峰山霊園で確保することとし、現在までのところ概ね計画どおりの基数を供給している。今後、計画では納骨堂、壁面墓所を整備することとしている。

柴胡が原霊園については、整備は既に完了しているが、平成 10 年度、平成 16 年度に空き区画を分割して再募集している。

○改定市営峰山整備計画基本構想における具体的な方策

- ・墓所を配置する地区を約 0.7ha 拡大
- ・1 区画あたりの墓所面積をそれまでの 4 m²から 2.5 m²に縮小
- ・墓地の供給を増やすとともに、多様なニーズに対応するため、壁面墓所・合葬式墓所・納骨堂を設置
- ・期限付墓所の導入

○墓地需要と峰山霊園における墓地の供給数

	墓地需要予測	峰山霊園墓地供給数	墓地需要に対する市営墓地供給割合
H14～H23	9,423 区画	2,594 区画（公募済）	27.5%
H24～H33	14,986 区画	2,582 区画（計画）	17.2%
合 計	24,409 区画	5,161 区画	21.1%

(注 1) 計画当初の墓地需要予測数は約 20,500 基。旧津久井地域との合併により平成 19 年度に再算定した結果、約 24,500 基に修正。

(注 2) 計画策定当時、県内全体の墓地区画数に占める公営墓地の区画数の割合が 18.5%であったことや、墓地を所有する市民のうち公営墓地所有者の割合が 17.5%であったことなどから、市域全体の墓地需要の 20%を市営墓地として確保することとした。

第3章 市営墓地の課題

1. 増加する需要への量的供給

相模原市では、前述のような取り組みを既に行ってきたが、平成34年度以降の墓地需要を満たすことができる量的な墓地供給の目途は立っていない。

平成14年度から平成33年度までは、墓地供給計画5,000基に対し、5,161区画を供給できる見込みであるが、平成34年度から平成61年度では、現在の供給割合の20%で想定した場合でも、墓地需要数72,102基に対し約15,000区画が必要となり、今のままでは不足するのは明らかである。

このような増加する墓地需要に対し、以下のような様々な観点から課題を整理していく。

(1) 既存墓地内での可能性

新たな墓地整備には、ある程度まとまった用地の取得など物理的、財政的な課題を伴い、時間的な制約から当面の安定的な墓地供給の実施に影響を及ぼす可能性がある。

このため、現計画の基となる「改定市営峰山霊園整備計画基本構想」の内容を一部見直し、既存整備箇所の機能を損なわない範囲でより省スペースで効率的な土地の有効活用を図る視点を取り入れながら、既存墓地内での供給の可能性を再検討する必要がある。

(2) 期限を設けた循環利用

峰山霊園では、墓石付芝生墓所（10年期限付き）を平成16年度、平成19年度に計392区画供給するとともに、遺骨を20年間骨壺で安置した後、共同埋蔵する合葬式墓所（5,000体収蔵）を平成22年度に整備している。

こうした墓所は、期限が満了した後はそこを次の供給源とすることができるため、循環機能を有した墓地利用となっており、今後期限の満了を迎える墓石付芝生墓所については合葬式墓所への改葬を促し、更新をしなかった墓所については速やかに再供給することで、循環利用^{*22}が図られる。

今後の整備に当たっては、このような期限付き墓所や合葬式墓所と同様、墓地の循環利用や墓地使用权の有期限化を念頭に、永続的な墓地需要に対応できる仕組みづくりが必要である。

(3) 新たな墓地整備の課題

相模原市において、平成34年度から平成61年度までの墓地需要に対応するため、約15,000区画を新たに整備すると想定し、峰山霊園と同様の区画等で、従来型の永代墓所を中心とした公園墓地の整備を行う場合、約30ha（現在の峰山霊園の約2倍の面積）の用地が必要となる。

整備を行う場所については、市域東部（中央区、南区）には、すでに2箇所の市営墓地が配置され、加えて比較的都市化が進んでいるため、大規模な用地確保は困難と予想される。

市域西部（緑区）には市営墓地はなく、用地確保の可能性は比較的高いと考えられるが、特に旧津久井地域においては住民の墓地所有率が比較的高く、直近の市営墓地の公募申込件数に占める緑区民の申込割合は全体の1割程度に止まっている状況であることから、市域西部に整備する場合は、当該地域内の墓地需要だけでなく、市域東部の住民の墓地需要をどの程度満たすのかなど、立地と需要の関係を十分調査する必要がある。

このように、新たな市営墓地を整備する場合には用地の確保や整備などに多くの課題が挙げられる。公益財団法人東京市町村自治調査会による「墓地と市町村との関わりに関する調査研究報告書」（平成23年3月）では、莫大な資金と時間を要するなどの理由から「新たな大型公園墓地の建設は困難である」としている。そのため、中長期における事業収支計画や適切な財源確保の方策を練りながら、今後墓地需要が増加し、供給が不足する時期に合わせて、効率的・効果的な墓地供給ができるよう調査、研究を始める時期にきている。

2. 複雑・多様化が見られる墓地需要

最近では、墓石に「〇〇家」と彫る代わりに「愛」や「心」といった言葉や、故人の生前の趣味などをあしらったモチーフを墓石に彫刻するなど、従来の先祖代々を祀る「家墓」とは異なる「個人を尊重する墓」が多く見られるようになった。また、「墓守^{*23}をしてくれる承継者がいないがお墓を持ちたい」、反対に「子孫に墓守で迷惑をかけたくない」、あるいは「死後は自然に還りたい」という思いなど、様々な声を耳にするようになった。

相模原市の世論調査等のアンケート（平成23年5月）によると、従来型の承継者を前提とする墓地を希望する市民が6割を超えているものの、その一方で、使用期限を定めることや合葬式墓所等の子孫へ承継しない墓地に対する肯定的な意見も比較的多く見られる。

こうしたことは、都市における近年の墓地事情として、核家族化や少子化による世帯人数の減少や、個人のライフスタイルや価値観の変化を背景に、個人の自己実現や死後の自己決定権が尊重されるようになり、「家」から「個人」へという方向で、葬送や墓地に対する意識や考え方が変化してきていることに起因すると考えられる。

これら複雑・多様化が見られる墓地需要に対し、市営墓地がどこまできめ細かく応えていくのか、民営墓地等の役割を踏まえた中で、量的な対応と合わせて質的な対応も求められるようになってきている。

（1）墓地需要の調査・把握

承継者の有無を前提としない合葬式墓所や永代使用を前提としない墓地使用权の期限付き墓地、他都市で見られる自然に還りたいという志向等に対応した樹木型墓地を始め、新たな墓地形態が登場している。

本文中の*印は、用語解説 P47 をご参照下さい。

複雑・多様化が見られる墓地需要に対応していくためには、アンケート調査等により、市民の墓地に関する意識や要望がどのように変化してきているのかを的確に把握することが必要である。その上で、量的な対応との関係を踏まえ、新たな形態の墓地の導入の検討、公民の適切な役割分担などについて、その要否も含めて具体的に検討していくことが望まれる。

(2) 墓地形態の選択

墓地形態については、普通墓地、芝生墓地などの従来型の形態に加え、合葬式墓所やP21で示した立体墓地や樹木型墓地など様々な形態が見られる。

相模原市において新たに導入する墓地形態については、アンケート調査を実施した上で、費用対効果、量的効果、市営墓地の役割を踏まえ、民営墓地との差別化などについて検討・分析の上、選択する必要がある。

3. 景観、環境への配慮

「相模原市墓地等の経営の許可等に関する条例及び同施行規則」により、墓地の規模等によって面積の20%から35%の緑地^(注)の確保が定められており、峰山霊園では整備済面積14.71haのうち、霊園内の公園用地4.63haと緑地が合計約50%確保され、自然散策の森が設けられている。この自然散策の森は、墓地としての静寂さを保つとともに、斜面林の豊かな緑を保全・活用した市民の休養・散策の場として位置づけられている。

景観や環境に配慮した取り組みは他都市にも見られる。横浜市のメモリアルグリーンでは樹林や草花などの美しい自然に包まれた緑の公園と一体となった新しい形態の墓園をコンセプトに樹木型の墓地が設置されている。

また、東京都公園審議会は東京都に対し、「自然資源は都民共有の貴重な財産である」とした上で、都営霊園について「霊園利用者だけでなく広く都民が利用できるよう、「霊園」と「公園」が共存し、相乗的に機能を発揮する空間として再生すべきである。」と提言している（平成14年「区部霊園の管理について」答申）。この提言を受け、青山霊園・谷中霊園・染井霊園などは、個別の再生方針を定め、貴重な自然資源、歴史的資源を活用した再整備を行っている。

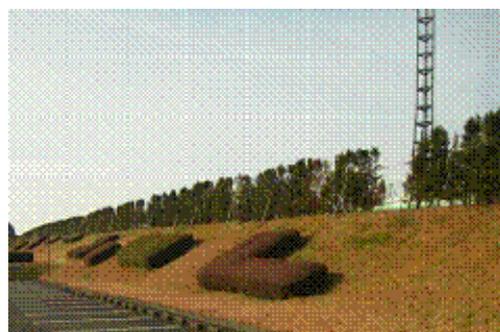
墓地はこれまで以上に周辺環境や景観との調和、地域との共存の面を考慮するとともに、これまでの墓石を中心としたイメージから、「明るい公園の雰囲気」「市民の憩いの場」「安らぎの場」といった要素も取り入れることが必要となってきている。墓地の機能を有しながらも、参拝者以外の市民も散策や樹木の観察などを楽しめるような「公園」としての機能をどのように充実させることができるかが重要となる。

(注) 緑地：樹林（竹林を含む）が育成しているまとまりのある土地のこと。（相模原市墓地等の許可等に関する条例施行規則）

なお、峰山霊園では、自然散策の森を更に墓地として活用できる余地が残されている状況にある。より多くの市民が緑地を享受でき、かつ墓地と一体となった緑地の再整備が課題である。また、今後整備が予定されている納骨堂と壁面墓所については、設置場所や整備手法など、景観や環境に配慮した整備が必要となる。



自然散策の森（市営峰山霊園）



壁面墓所予定地（市営峰山霊園）

（１）景観への配慮—相乗効果のある空間利用—

墓地は、周辺の景観との調和を図る必要があり、上述の「公園」としての機能を有する緑豊かな墓地とすることにより、景観的にも良好な空間づくりが可能になる。特に都市部に立地する墓地の場合は、周辺宅地等の不動産価値への影響を考慮すると、景観面において十分な配慮が必要である。

墓地と公園が共存し、相乗的に機能を発揮する空間利用の一例としては、樹木型墓地が考えられる。他都市で見られる樹木型墓地は、墓地としての集約性を備えるとともに、都市における良好な緑の形成に寄与する等の特徴が見られることから、墓地としての機能を持ち、かつ景観面においても優れた墓地形態であるといえる。景観的にも優れ、人々に安らぎを与える墓地形態の導入について配慮する必要がある。

（２）環境への配慮—公共空間としての緑地機能の付加—

墓地は都市の中における貴重な公共空間であり、周辺環境との調和、地域との共存を図る必要がある。そのため、公共空間としての緑地機能を持つことが重要であり、自然環境の豊かな公園的な墓地とすることにより、広域的な緑のネットワークや緑の拠点としての機能を併せ持つことが望まれる。

また、これからの墓地は、「故人を慰霊し追憶する場」「遺骨を埋蔵する施設」としてだけではなく、その備えるべき基本的な機能や雰囲気確保しつつ、訪れる人が安らぎ、憩い、くつろげる空間としての機能を併せ持つことが望まれる。

4. 無縁墓地の整理

相模原市においては、柴胡が原霊園と峰山霊園で合わせて約 10 箇所の無縁墓地が存在している（平成 24 年 8 月現在）。これまでに、柴胡が原霊園（昭和 25 年開設）は 739 区画、峰山霊園（平成 2 年開設）は 7,068 区画を供用しており、区画全体に占める無縁墓地の割合は 1%に満たない状況となっている。両園とも開設から相当の年数が経過している中では、無縁墓地の数はそれほど多くはないものの、将来増加することが想定される。

無縁墓地の増加は霊園内の景観を損なうだけではなく、管理料の未払いなど霊園を維持管理していく上で大きな支障となるものである。また、多くの市民が市営墓地を望んでいる中で、これらの墓地がそのまま放置されることは、公共財産の有効活用の面や市民感情的にも問題となる。

平成 11 年に「墓地、埋葬等に関する法律施行規則」（昭和 23 年厚生省令第 24 号）が一部改正されたことにより、無縁墓地の改葬手続きは簡素化されたものの、縁故者等に対し 1 年以内に申し出るべき旨を官報に掲載し、無縁墓地内に立札を 1 年間掲示した上で墓石を撤去するなど、対応には相当の時間を要する。さらには、その費用を公的に負担することも想定されるなどの課題がある。そのため、無縁墓地を発生させない予防策の取り組みが重要となる。

また、将来的な墓地需要の増加を考えれば、活用されていない無縁墓地を整理し、次の使用者に再供給を図ることが必要である。

（1）速やかな無縁改葬手続き

墓地の健全な管理運営のためには、既に無縁化した墓地について、「墓地、埋葬等に関する法律施行規則」に基づく速やかな無縁改葬手続きが必要である。

相模原市では、約 10 箇所存在する無縁墓地について、戸籍調査等による承継者の有無の確認作業等を行っているが、今後は峰山霊園内の無縁墓地への改葬を進め、次の使用者に再供給することが必要である。

（2）無縁化予防策

無縁墓地を発生させない予防策として、峰山霊園の合葬式墓所が果たす役割も大きい。将来的に承継者がいなくなるなど、無縁化の問題は誰にでも起こり得ることである。既存の墓地使用者に対しては、合葬式墓所への改葬を適時案内することで、無縁化を未然に防ぐことが期待される。

さらに、今後の墓地整備や管理運営に当たっては、無縁化しない仕組みを構築することが必要である。具体的には、合葬式墓所等、承継者を前提としない墓地の整備とともに、従来型墓地の整備を行う際には、墓地使用权に期限を定めることも有効である。この場合、期限満了時に承継者がいない墓地については、現行の無縁墓地の改葬手続きによらない方法で合葬式墓所等へ改葬するなど、速やかに次の使用者に墓地を再供給できる仕組みを検討することが必要である。

第4章 市営墓地の果たすべき役割

市営墓地は、公共施設であることから、できるだけ多くの市民が使用できるよう、継続的・安定的に墓地を供給し、維持管理していくことが求められている。

相模原市では、これまで墓地の使用料を安価に設定することや墓地面積の縮小等により、多くの市民が安心して使用できる安定的な墓地供給に努めてきた。また、現計画では、策定当時、県内全体の墓地区画数に占める公営墓地の区画数の割合が 18.5%であったことや、墓地を所有する市民のうち公営墓地所有者の割合が 17.5%であったことなどから、市域全体の墓地需要の 20%を市営墓地として供給することと定め、これに基づき、現在まで概ね計画どおりの供給が行われてきた。

これまでは、市営墓地が対応しきれなかった墓地需要に対しては、市内及び近郊の民営墓地がその役割を担い、また、市内に多く存在する個人墓地や共同墓地が墓地需要を吸収し、抑制することで需給バランスが保たれてきた。

しかし、今後墓地需要が増加し、複雑・多様化していくことが確実視される中で、何らかの対策を講じなければ、引き続き安定的に市内の墓地需要に対応していくことは難しいと考えられる。

1. 永続的な墓地の供給

墓地の経営については、厚生労働省生活衛生局長通知（平成 12 年 12 月 6 日生衛発第 1764 号）により、「原則として市長村等の地方公共団体でなければならず、これにより難しい事情がある場合であっても宗教法人、公益法人等に限ること」との指針が示されており、また、「永続性の面で地方公共団体の方がより適格性が高いと考えられる」としている。加えて、多くの市民が市営墓地を望んでいる現状も合わせて考えれば、増加する墓地需要に対して、基本的には地方公共団体が対応する必要があると考えられる。

しかし、限られた用地や財源の中で増加する墓地需要を考えると、その全てを市営墓地で吸収することは困難であることも現実である。

まずは市営墓地が墓地需要に対して率先して対応していくという考え方を基本として、市内の民営墓地等の供給状況を見つつ、民営墓地等に配慮しながらも、市内の墓地需要を全体として適時適切に吸収できるよう、市営墓地が担うべき墓地供給量とその時期を見通し、計画的に実行していくことが必要である。

限られた用地の中で、地方公共団体として市民の墓地需要に対する責任を果たすための有効な方策を検討し、実施していく必要がある。

2. 市民の誰もが利用できる墓地の供給

市営墓地は公平、公共性の観点から、市民が誰でも利用できる墓地を供給することが求められる。遺骨は墓地に納めるべきという市民の宗教的感情、あるいは社会一般的な概念を考慮すれば、故人の尊厳が損なわれることがないよう、死後も安心できる場所として墓地を供給することが求められ、公共性や社会保障的な視点も必要となる。承継者の有無や経済的な理由によらず墓地を取得できるよう、幅広い世代の市民に対し、将来に渡り公平な取得機会を担保することが市営墓地には求められる。

したがって、受益者負担を原則としながらも、市民の経済的負担を軽減するなどの福祉的な視点や、承継者がいなくても安心して墓地を取得できる仕組みの構築、さらには年齢や障害の有無にかかわらず利用できる公共施設としての整備の考え方などを取り入れる必要がある。

埋蔵される権利や故人の尊厳に配慮し、その上で、より多くの市民が安心して利用できる墓地形態や墓地整備の検討が望まれる。

3. モデルとなりうる公園墓地の整備

墓地は都市における貴重な公共空間であることを考えれば、「埋蔵施設」としての基本的な機能を備えた上で、参拝者以外の市民が利用できる施設としての役割も求められる。周辺環境に配慮することで、多くの市民の憩いの場としての役割を果たし、災害時には緊急的な避難場所としての機能を果たす「公園墓地^(注)」を基本として整備を行っていくことが望まれる。

多様化する墓地ニーズを捉えた中で、これまでの墓地に対するマイナスイメージを払拭し、明るいイメージの公共空間として、他の民営墓地のモデルとなりうる公園墓地を提供していく必要がある。



横浜市営メモリアルグリーン (横浜市)



コペンハーゲン (デンマーク)



ニューサウスゲート墓地 (イギリス)

(注) 公園墓地：緑地、広場、遊歩道等の施設があり、公園的機能を合わせ持った墓地。東京都の多磨霊園が日本初の公園墓地とされており、以後の日本の墓地の在り方のひな型となったとも言われている。

第5章 相模原市が目指すべき墓地の方向性と具体的な取り組み

1. 相模原市が目指すべき墓地の方向性

これまで市営墓地の課題として、墓地需要の増加や多様化が見られる墓地ニーズ、景観や環境等への配慮、さらには無縁墓地の整理等について議論を行ってきた。

また、市営墓地の果たすべき役割として、持続性、公平・公共性を持った墓地供給やモデルとなりうる公園墓地の整備について議論がなされたところである。

墓地供給については、墓地使用权の有期限化など、墓地の効率的な活用を主体とした整備を行ない、より多くの市民に墓地を供給することにより、限られた用地の中で墓地需要に対する責任を果たしていくことが可能となる。また、合葬式墓所に代表される省スペース型の墓地は、その集約性に伴い従来型墓地と比較して墓地使用料等が低く設定でき、求める側にとっての負担軽減につながることから福祉的な側面を有しており、峰山霊園の既存の合葬式墓所に加え、同様の省スペース型の墓地を今後も整備・供給していくことが望まれる。

これらを受けて本委員会では、相模原市の市営墓地において今後目指すべき方向性について、以下の3項目を挙げるものとする。

■目指すべき方向性

1. 墓地の効率的な活用の推進
2. 既存墓地再整備と省スペース化
3. 公園墓地としての機能拡充

(1) 墓地の効率的な活用の推進

市営墓地において、永代使用を前提とした従来型の墓地供給は、用地に限りがあり財源確保の面からも長期的に継続していくことは難しく、公平性の確保といった観点でも課題があることは前項で触れた。

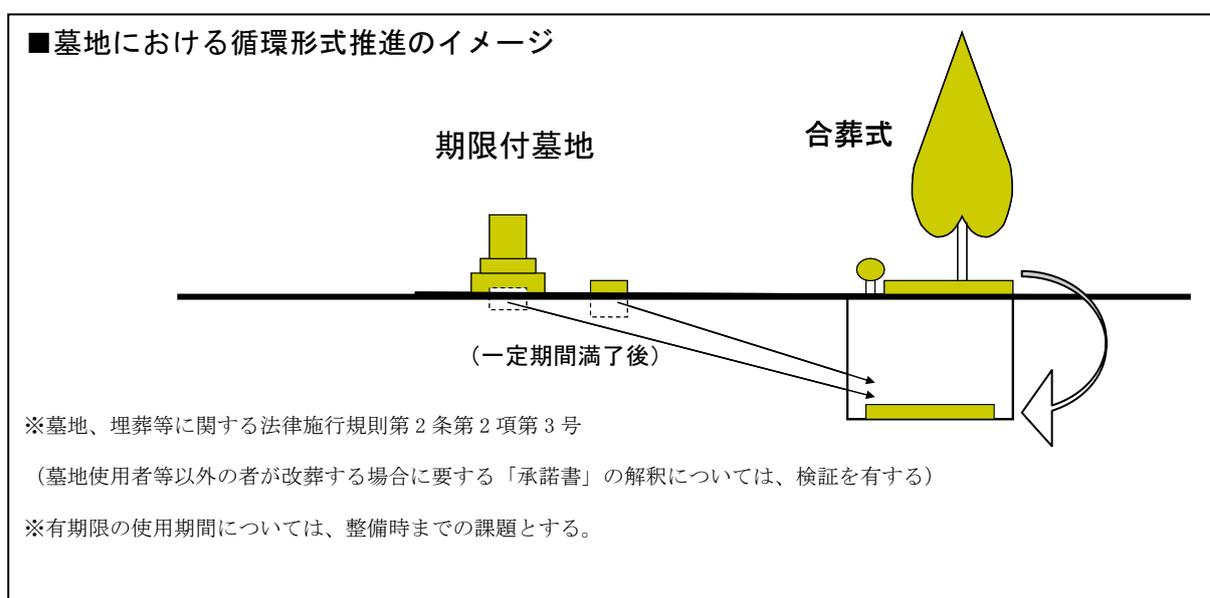
このため、ある一定期間埋葬（収蔵）の経過後に合葬式墓所などに改葬することで、供給できる場所が生まれ、それ以降の需要に対応できる循環システムが有効となる。ある一定期間をどの程度とするかの結論は出なかったが、期間満了以降、順次生まれる埋葬場所を需要に充てる循環型での整備を当面は優先していくこととし、永代使用を前提とした普通墓所等の整備については見合わせることを望ましい。（下図「墓地における循環形式推進のイメージ」参照。）

埋蔵室に20年間骨壺で埋蔵した後に合葬（共同埋蔵）する既存の合葬式墓所については、すでに循環形式が採用された施設となっており、今後の普通墓所や芝生墓所から改葬するシステムと合せて供給源とすべきである。

また、現存する期限付墓所については、承継不能な事態の発生や転居等によって墓参ができないことによる荒廃を防止し、より多くの市民に墓地を提供できる形態として有効である。

市外への転居で相模原市民でなくなった場合の在住市民との不公平感を払拭するため、峰山霊園の期限付墓所については、更新時に市外在住であれば5割増の使用料を徴収することとなっており、一定の合理性や公平性が認められるものである。期限付墓地については、更新を認め、再度使用料を徴収することを前提とし、更新を希望しない場合は、合葬式墓所等への改葬等を行い、循環利用の推進による墓地の効率的な活用を図るべきである。

しかし一方、世論調査においては、承継前提の墓地を希望する方が6割を超えている状況にあり、当面は循環型墓地の整備・供給を優先しながらも、市民ニーズ等を継続的に調査し、具体的な整備計画に向けた検討をしていく必要がある。



(2) 既存墓地再整備と省スペース化

増加する墓地需要に対応するため新たな市営墓地を整備する場合には、多くの時間と費用が必要となる。新たな市営墓地については、市域西部に整備の可能性が考えられるが、立地と需要の関係を十分調査する必要がある。

こうしたことから、中長期における事業収支計画や適切な財源確保の方策を練りながら、新たな市営墓地の整備における検討を進めていくが、当面の増加する墓地需要に対しては、既存墓地の再整備による墓域の拡大を行なうことにより量的な対応を図ることが望まれる。

墓地の供給においては、これまでの墓石を設置する普通墓所や芝生墓所の個別形式では限りある用地の中で増加する墓地需要に継続して対応できないばかりでなく、新たな土地の確保など整備費用が大きな負担となる。また、こうした形式では求める側にとっても高価なものとなり、市営墓地供給の責務である公平性の観点からは外れてしまう恐れがある。

このため、省スペースで土地の有効活用をより図ることができ、多くの需要に継続的に供給で

きる形式の採用が必要となり、併せて求める側の取得機会をより多く提供することが望まれる。すでに整備がされている合葬式墓所をはじめとして、効率的でより簡易な形式を採用することも重要である。

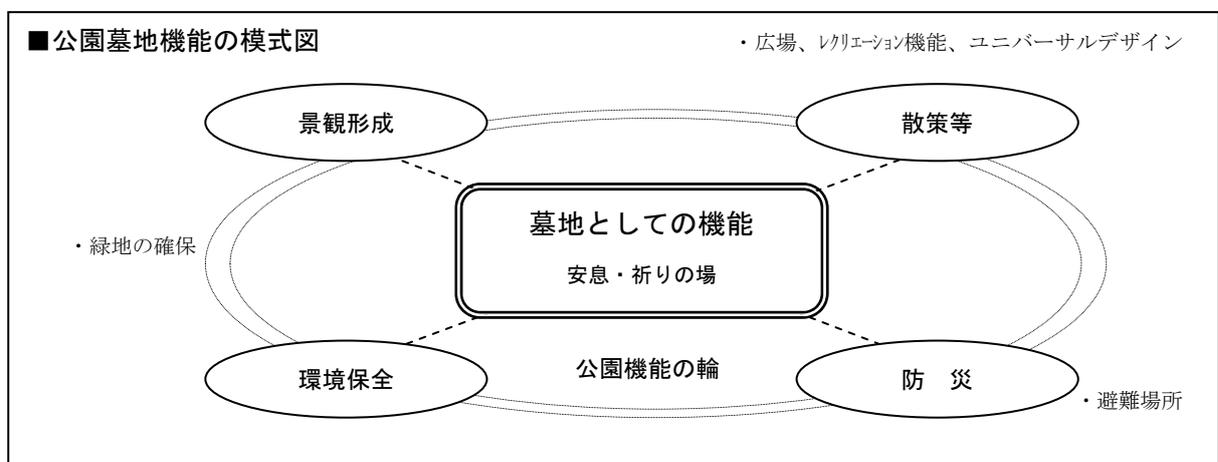
樹木型や合葬式など馴染みの薄い納骨形態について、市民への広報や説明を丁寧に行なった上で的確なニーズの把握を行なうとともに、既存合葬式墓所の需要動向や今後の墓地需要予測を合せて検討する必要がある。

(3) 公園墓地としての機能拡充

墓地は、都市の中の貴重な公共空間であり、参拝者以外の市民利用や周辺の生活環境との調和も考えていく必要がある。これまでの施設整備では、ともすればマイナスのイメージで捉えられがちな墓地空間を、緑豊かで人々のコミュニティ*²⁴の場や防災など都市施設としての機能を充実させていくことにより、市民の墓地に対する印象が変わり、地域で親しまれ環境や景観の面で質の高い施設とすることが可能となる。また、前述のとおり市営墓地が全ての墓地需要を満たせない中では、公園としての都市機能を備えることで整備の意義が増大すると考えられる。

公園墓地は国内のみならず、海外でも見受けられ、憩いやコミュニティの場となる公園として良好な整備、管理がなされ、周辺の生活環境との調和が図られた質の高い空間であることが注目されている。

公園墓地には、本来の安息・祈りの場としての墓地機能に、景観形成や環境保全、散策などのレクリエーションや防災の公園機能が加えられることで、参拝者はもちろん、散策など他の目的での利用者が増大し、地域施設として認知性が高まる。また、こうした利用者の増大が無縁化の抑制にも寄与すると思われる。相模原市における今後の公園墓地の整備に当たっては、市民が利用する公園であるという視点と市独自のイメージを尊重する中で、ユニバーサルデザイン^(注)等に配慮した具体的な施設整備と管理を行っていくことが必要である。



2. 既存市営墓地における具体的な取り組み

前述のとおり、当面増加する墓地需要に対しては、既存墓地の再整備による墓域の拡大を行なうことにより量的な対応を図ることが望まれるが、既存の市営墓地における具体的な取り組みとしては以下の方法が考えられる。

(1) 峰山霊園

1) 公園墓地としての魅力向上

①施設全体の魅力向上

公園墓地として、参拝者以外の利用者増大を目指していく中では、緑地空間を中心にした施設全体の魅力向上が不可欠である。

緑地内の散策路や広場は、市民の憩いの場やコミュニティの場となり、緑地環境が適正に保全されることにより、周辺環境との調和が図られる。また、緑地や広場が災害時の避難場所等の防災機能として加えられることや、緑地と既存墓地の区域が一体となることで、地域住民にとっての墓地利用者との隔たりを解消するなど、公園墓地全体の利用面や環境面を高めていくことが可能になる。

峰山霊園の「自然散策の森」については、供用開始から20年以上が経過し、展望小屋や散策路等の施設も老朽化が進んでいる。この空間を公園墓地としての魅力向上の中心的な施設として捉え、参拝者以外の利用を考えた再整備を検討する意義はあると思われる。

②緑地の活用

峰山霊園においては、整備済面積14.71haのうち、緑地として利用している「自然散策の森」と西側法面^{*25}等を合わせて緑地率は50%程度確保されており、前述の公園型墓地の実現の趣旨を踏まえ、既存の機能を保全しつつ墓地として有効活用する可能性について検討を行なっていくことが望まれる。

「自然散策の森」は、散策路や広場などが整備され、市民が散策等で利用できる機能と自然環境を保全する機能を併せ持っているが、これらの機能を十分に発揮させることに加えて、墓地との連続性や一体性を付加させることが重要である。

故人を慰霊、追憶する場である墓地機能と緑のオープンスペースとしての公園機能を両立させることで、都市公園施設としての役割がより明確になっていくものとする。

(注) ユニバーサルデザイン：「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や性別、障害などの有無にかかわらず、できるだけ多くの人々が利用可能であるようにしたデザイン。デザイン対象を障害者等に限定していない点でバリアフリーの考え方と異なる。

2) 整備計画の見直し

①壁面墓所整備計画の見直し

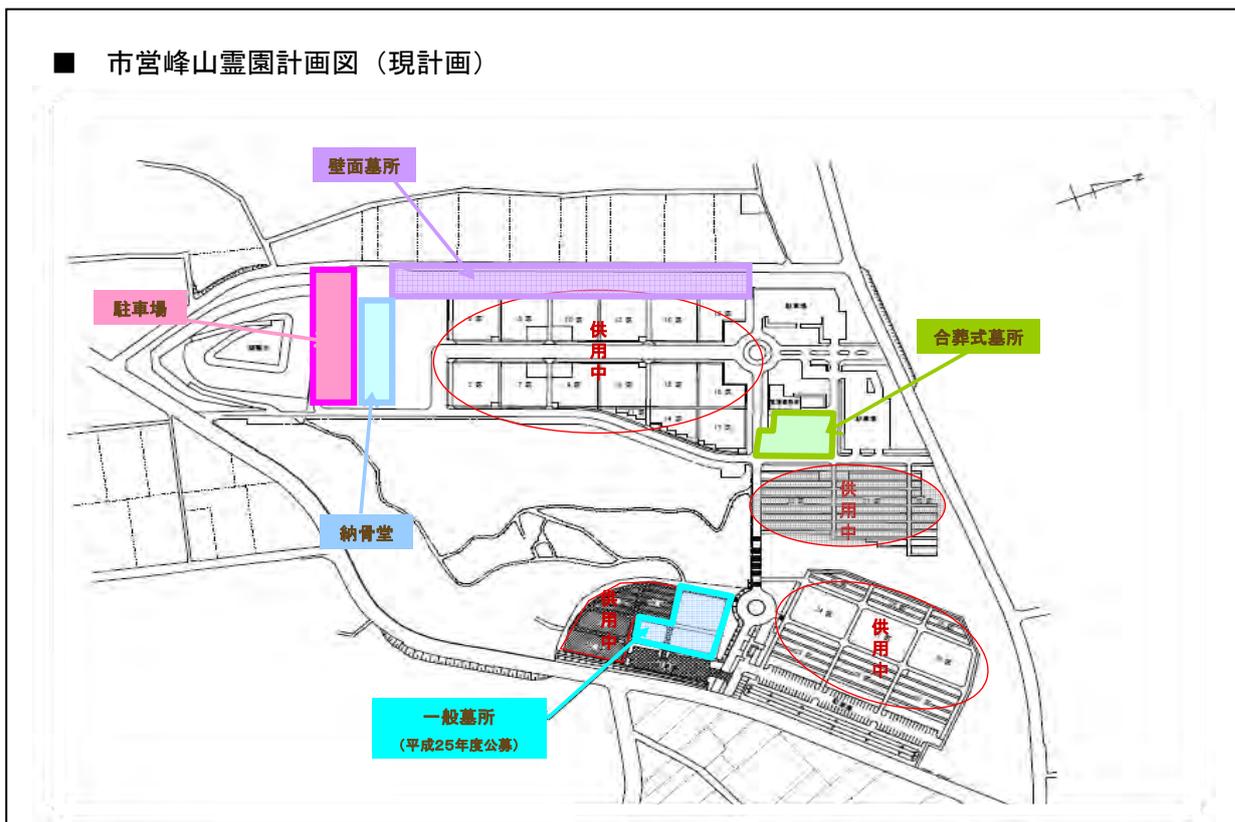
現計画では、壁面墓所については西側法面を活用して整備することとなっており、すでに供用開始中の既存墓所沿いに通路や壁面墓所を整備する際の影響や、整備された法面を再整備する費用面での課題、また正面入口からの景観で左右のバランスや囲われ感が崩れるなどの問題も指摘されている。

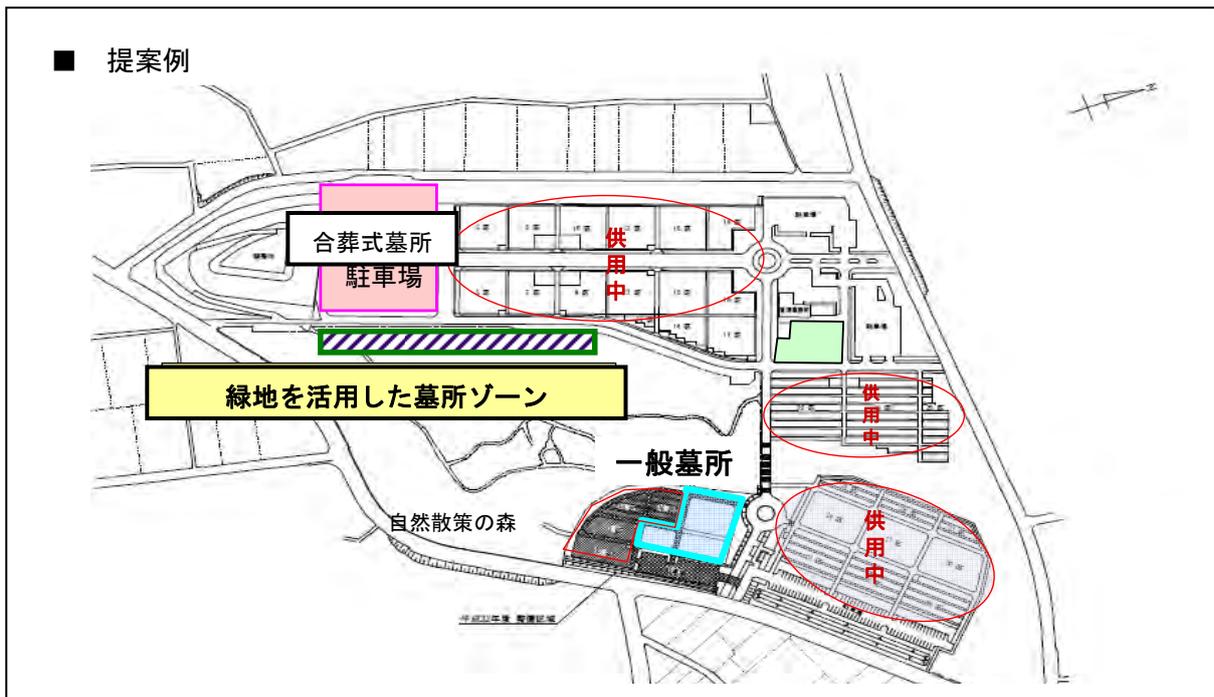
こうしたことから、壁面墓所については、位置や整備形式を見直し、供用開始中の普通墓所や芝生墓所、「自然散策の森」の西側部分が一体となった墓所ゾーンとして整備することを提案する。

現在の峰山霊園は、「相模原市墓地等の経営の許可等に関する条例」による緑地の基準（敷地面積に対する緑地面積の割合が35%以上を確保する）以上の約50%程度緑地が確保されているため、「自然散策の森」の一部を墓域として活用し、樹木型墓地等の緑地と一体となった景観に配慮した整備形式の検討が考えられる。

樹木型墓地等を整備する場合の納骨方法には、東京都の小平霊園や横浜市のメモリアルグリーンなどで見られるような様々な方法があるが、故人に対する尊厳や相模原市の地域性、市民意向調査の結果等を総合的に考慮して、具体的方法についての検討を行なっていくことが望ましい。

以下の図は、現計画の壁面墓所等の位置を示した計画図と、「自然散策の森」の緑地を墓所ゾーンとして活用した提案例である。





②納骨堂整備計画の見直し

現計画の納骨堂においては、承継を前提とした長期収蔵の施設を整備することとしている。しかしながら、将来にわたり継続して墓地需要を満たすためには、既存の合葬式墓所と同様、承継を前提とせず、一定期間経過後に別な場所に改葬することで、そこを再募集に充てる循環利用の施設整備が望ましい。したがって、現計画の納骨堂については見直しを行い、循環型の合葬式墓所等の整備を検討していくことが必要である。これにより一つの場所を多くの市民が利用できるため供給機会が増大し、より公平性の高い墓地供給が行うことが可能になる。

樹木型や慰霊碑型^{*26}などの合葬式で整備することになった場合の参拝形式については、地上部分と周囲の環境と一体となり、景観に配慮した施設となるような検討が必要である。

また、施設が福祉的な役割を担う側面があることを考えれば、求める側の負担を軽減できる収蔵形式や建築物の構造を選択していくことになると考えられる。

以下の表は、今後の整備として収蔵区分や使用期間を示し、現計画との比較とそれぞれの整備事例を表したものである。

■ 納骨堂計画の整備（案）

	改定 市営峰山霊園整備計画 基本構想（現計画）	今後の整備（案）
施設名	納骨堂	合葬式墓所
収蔵区分	長期収蔵	合葬式（循環型）
使用期間	未定	一定期間※収蔵後、合葬 （※ 現在の合葬式は20年）
整備事例	横浜市営久保山霊堂 東京都立多磨霊園 みたま堂	東京都営小平霊園 東京都営青山霊園 市営峰山霊園合葬式墓所

（２）柴胡が原霊園

柴胡が原霊園は昭和25年に開設し、市営墓地部分のみではなく、区画整理により移転した個人墓地や無縁没者供養塔が同施設内に設置されていることから、大幅な再整備は難しい状況となっている。

しかしながら、本委員会の視察において、バリアフリー^{（注）}の確保や駐車場、日陰が無いなどの課題が見受けられた。こうしたことから、今後柴胡が原霊園の利用者に配慮した適切な維持・管理を行っていくためにも、今後の再整備の可能性を含めた課題について検討が必要である。

（注）バリアフリー：障害者、高齢者等の社会生活弱者が、社会生活に参加する上で支障となる物理的、精神的な障害、障壁(バリア)を取り除くこと。

まとめ

新たな墓地供給を考えると、平成34年度以降の墓地需要を満たすことができる量的な墓地供給の目途は立っていない状況下での本委員会の設置であったが、峰山霊園で整備が予定されている納骨堂等については省スペース化を図り、また敷地内で余裕のある緑地部分の墓地活用の可能性などを提言したことで、供給数が大幅に増加し、当面の量的需要に峰山霊園の再整備で対応できることを示した。

また、供給数の増加と併せて、一定の使用期間の経過後に遺骨を合葬室へ移し、空いた区画を供給源とする循環利用の考え方を取り入れることで、直ちに墓地整備のための用地取得を行う必要がなくなることや霊園全体を公園墓地として環境整備し、魅力的で地域に密着した空間とすることにより、周辺的生活環境との調和が図られるものであると提言した。これらの考え方は、峰山霊園整備後の将来をも見据えた霊園計画の基本的な方向となるものである。

一方で、検討委員会においては、民営墓地も含めた市の墓地政策全般に対する意見など、様々な議論が交わされ、今後の課題というべき意見も出された。

以下は、その主な内容である。

- ・ 市内に多く見受けられる個人墓地や共同墓地については、無縁化の実態は把握されていないが、市営墓地と同様に今後無縁化する墓地が増えることが懸念され、都市計画事業等の際に問題が顕在化する可能性もあることから、行政として対策を検討すべき時期がきているのではないかと。
- ・ 様々な墓地の形態が登場していることについては、多様化していると思われる墓所ニーズや、市民が望んでいる墓所形態等についての的確に把握するために、市民への周知や啓発活動も行った上で意向調査等を行なう必要がある。また、次の計画を策定する上では、相模原市の特徴や相模原らしさといったことについても考慮した方が良い。
- ・ 墓地を考える上では、故人が望む埋葬と遺族側の想いが必ずしも同じでないこともあり、故人の意思をどのように考え、遺族側の想いをどう取り入れるのかといったことについて、社会全体での議論が必要ではないかと。
- ・ 「墓地は家族によって永続的に祭祀承継されるもの」という概念が薄れていく中では、家族に代わり、地方公共団体がその責任を担うことも必要となるのではないかと。

上記の意見については、今後さらに検討を重ねていくことが望まれる。

家代々の墓から個人の墓へと墓地そのものの在り方が変化しつつある中で、墓地形態や納骨方法、収蔵期間、また緑地を活用してどのような施設整備が行われるのかなど具体的内容については、今後実施されると思われる計画策定時を待たなければならない。しかしながら、公共性や公平性、継続性を併せ持った市営墓地の在り方や増加する墓地需要に対しての供給の方法については、相模原市が置かれている現状を整理し、地方公共団体としての墓地供給、相模原市民が求める墓地をどうすべきなのか多少なりとも考察を加えたことで、その方向性を示すことができたと考えている。市営墓地の在り方については、多様な選択肢を用意する中で今後も引き続き市民と考え、議論し、計画策定から実施へと進めていく必要があるだろう。

附属資料

- 1 市営峰山霊園における墓地整備のシミュレーション・・・41
- 2 用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45
- 3 検討委員会開催経過及び内容・・・・・・・・・・・・48
- 4 出典図書等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・48

1 市営峰山霊園における墓地整備のシミュレーション

1 前提条件 整備基数 15,000 基

※平成 34 年度から平成 61 年度までに予測される市内墓地需要数 72,102 基のうち、約 20%を整備すると仮定

市営峰山霊園の納骨堂予定地及び既存緑地の一部において、15,000 基の遺骨収蔵を目標に想定したシミュレーションをモデル的に示した。納骨堂予定地では、10,000 基を合葬式墓所と立体収蔵施設で整備した場合をそれぞれA案、B案とし、それに必要な駐車場台数を考慮している。また、既存緑地では、緑地を生かした樹林型墓地で5,000 基と駐車場台数を当てている。

(1) 納骨堂予定地における整備案

●A案（合葬式）

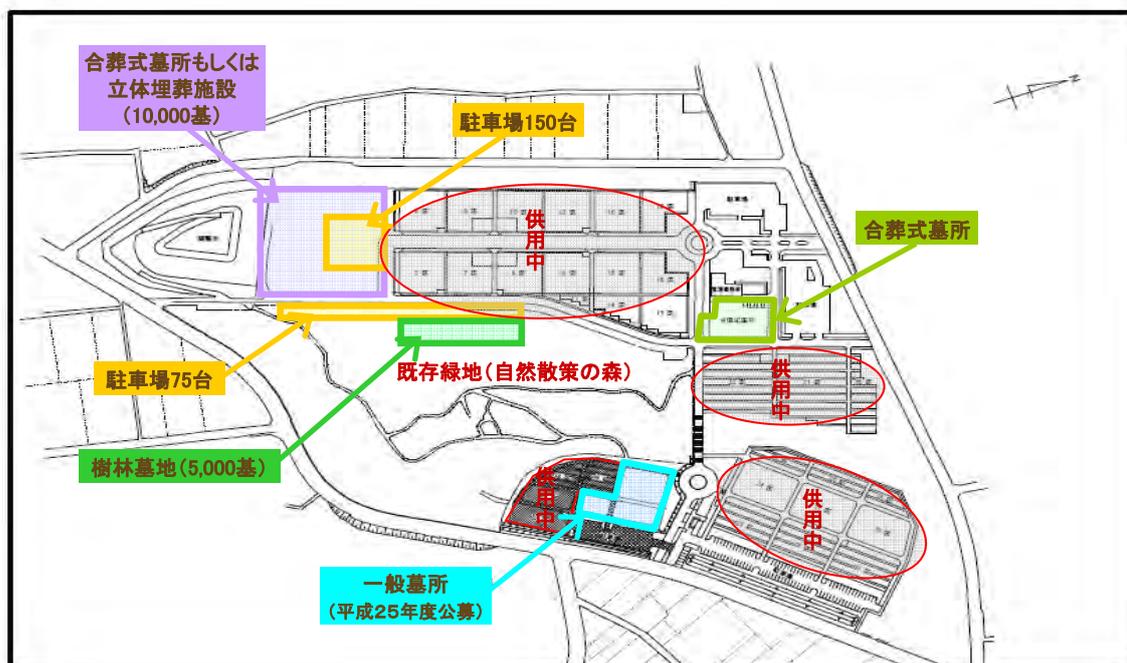
- ・合葬式墓所 10,000 基
(5,000 基 (地下1階埋蔵室) + 5,000 基 (地下2階合葬室))
- ・駐車場 150 台 = 5,000 × 3%

●B案（立体収蔵施設）

- ・立体収蔵施設 10,000 基
(5,000 基 (地上部カロート) + 5,000 基 (地下部合葬施設))
- ・駐車場 150 台 = 5,000 × 3%

(2) 既存緑地における整備案

- ・樹林型墓地 5,000 基
(2,500 基 (個別埋蔵施設) + 2,500 基 (地下合祀施設))
- ・駐車場 75 台 = 2,500 × 3%

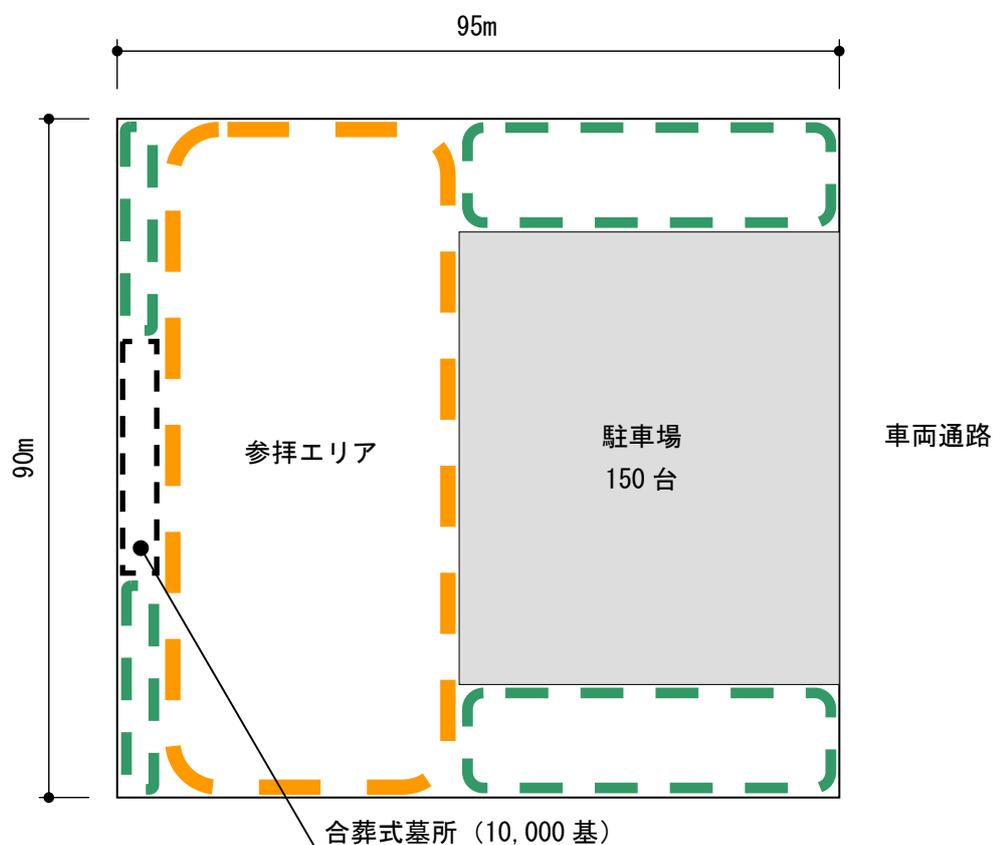


2 各整備案について

(1) 納骨堂予定地におけるA案

- 合葬式墓所 10,000 基
 - ・敷地形状 : 90m×95m
 - ・合葬式建築物本体 : W=6m・L=32m
(地下1階埋蔵室 5,000 基 + 地下2階合葬室 5,000 基 計 10,000 基)
 - ・駐車場 150 台 (5,000×3%=150 台×20 m²=3,000 m²、車両通路含む)

* 建築物本体は、峰山霊園内既存合葬式墓所(地下1階埋蔵室 2,500 基+地下2階合葬室 2,500 基)の2倍を想定



合葬式墓所イメージ

(2) 納骨堂予定地におけるB案

○立体埋蔵施設 10,000 基

・敷地形状 : 90m×95m

・立体埋蔵施設本体

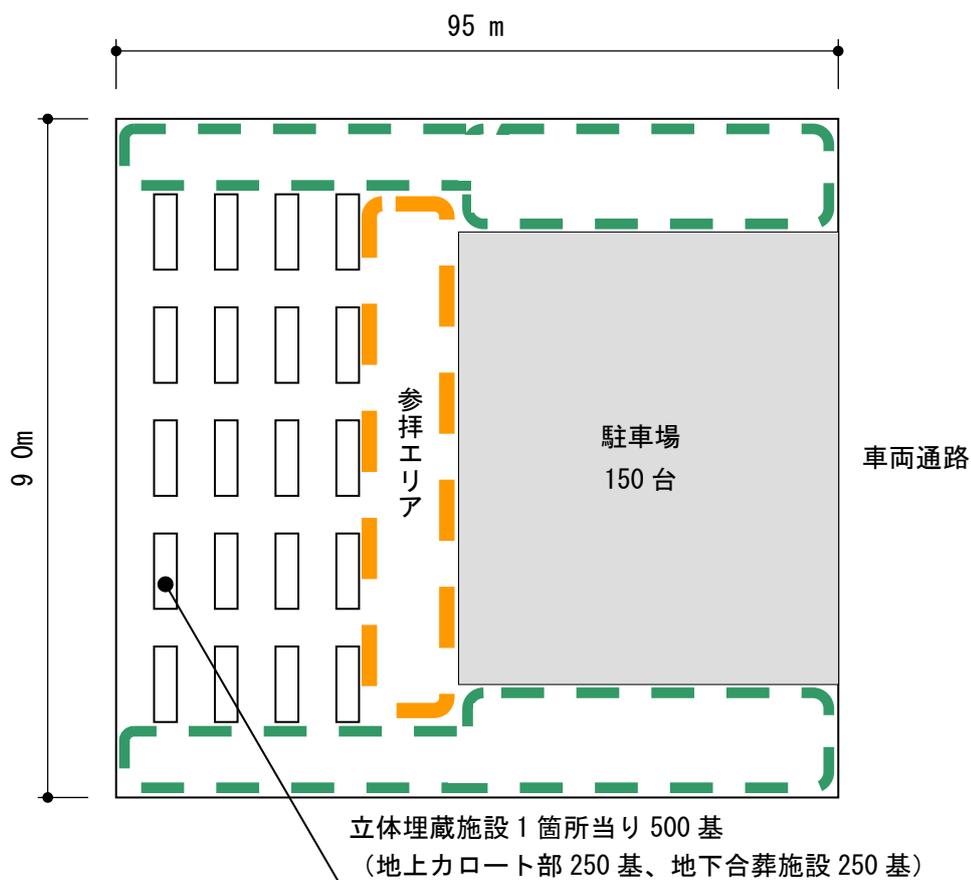
1 箇所当り基数 : 500 基 (地上部カロート 250 基 + 地下合葬施設 250 基)

1 箇所当りの規模 : $W=3m \cdot L=10m \cdot H=1.2m$

計 20 箇所×500 基 = 10,000 基

・駐車場 150 台 ($5,000 \times 3\% = 150$ 台 $\times 20 \text{ m}^2 = 3,000 \text{ m}^2$ 、車両通路含む)

*立体埋蔵施設は、都立青山霊園内立体埋蔵施設を参考に設定



立体埋蔵施設イメージ

(3) 既存緑地における整備案

○樹林墓地 5,000基

・個別埋蔵区画

1箇所当り基数 500基

1箇所当りの規模：W=3m・L=15m

計 5箇所×500基 = 2,500基

・地下合祀施設

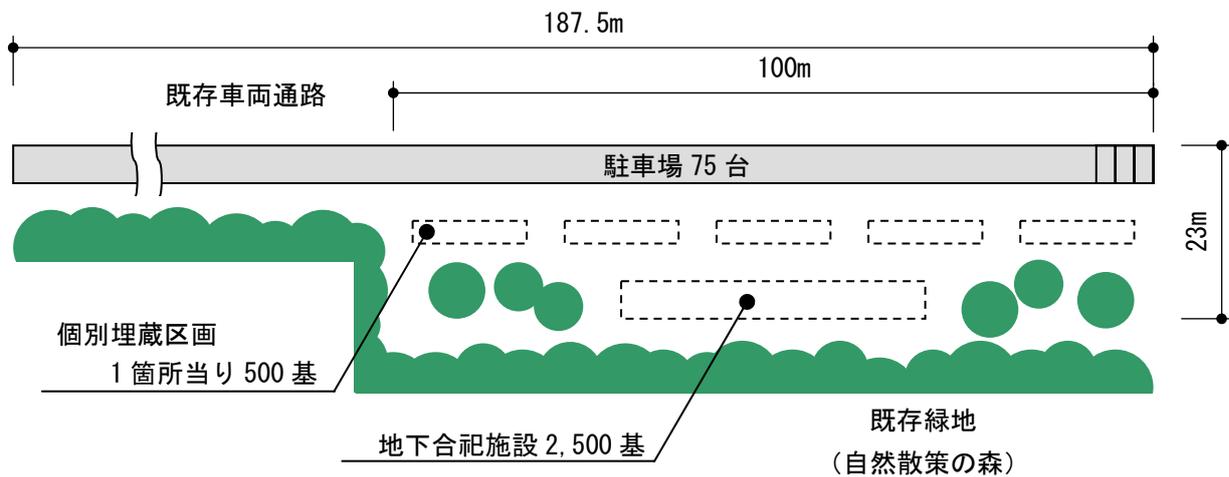
1箇所当り基数 2,500基

1箇所当りの規模 W=4m・L=50m (約200m²)

計 1箇所×2,500基 = 2,500基

・駐車場 75台 (2,500×3%=75台×幅2.5m=187.5m、車両通路含まず)

*樹林墓地は、横浜市営メモリアルグリーンを参考に設定



樹林墓地イメージ

3 結果

以上のように、将来必要と想定される整備基数に対し、峰山霊園での供給の可能性を位置やスペース的な要素、駐車場を含めてシミュレーションを行った。計画策定に際してはさらに現場での詳細な状況、条件を考慮して収容基数の整備に反映されたい。

2 用語解説 (本文中で解説している用語は掲載していません)

*1 墓地 (P1)

一般的には、お墓が設けられる区域を「墓地」、個々にお墓が建っている場所を「墓所」とするが、本報告書においては、両者を統一的に「墓地」と定義(個別名称は除く)。

*2 墓地の無縁化 (P1)

跡継ぎがないなどの理由から、祭祀を執り行うべき者がいないお墓となってしまうこと。

*3 市政に関する世論調査 (P3)

市民の市政に対する意識、意見、要望等を統計的手法によつて的確に把握し、市政運営の有効手段とするため、20歳以上の男女個人、3,000人を対象としたアンケート調査を毎年実施。

*4 納骨堂 (P4)

ロッカー式の納骨壇に遺骨を収蔵するもの。寺院などが設置しているものでは、仏壇型になっているものもある。使用期限が限られている場合が多い。

*5 区画整理地 (P5)

道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え、宅地の利用の増進を図ることが決定された土地。

*6 普通墓所 (P5)

寺院などで見られる日本古来のお墓で、墓碑を建ててお墓とするもの。墓碑の他に囲障や塔婆立てを設置することができる。

*7 カロート (P6)

骨壺を納める納骨棺で、一般的には墓石の下にコンクリートで納骨スペースを作ったものが見られる。

*8 無縁没者供養塔 (P6)

市内で発見された、身元が判明しない遺体や引き取り手がない遺体等について、行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づき、市が火葬に付し、納骨を行う墓地。

*9 都市計画決定 (P7)

都市計画法に基づくもので、都市生活を営む上で必要な都市施設など都市計画で定められたものを、一定の手続きを踏まえ決定すること。

*** 10 芝生墓所 (P7)**

芝生地に仕切りを設けず、主に横型の墓碑を建ててお墓とするもの。景観統一のため、囲障や塔婆立ては設置することができない。

*** 11 墓石付芝生墓所 (P7)**

永続的な埋蔵が未定の方など向けの、10年間の使用期限を定めた墓石付のお墓。期限満了後に更新することができる(要更新料)。別途、家名石等を設置することができる。

*** 12 合葬式墓所 (P7)**

一つの施設の中に多数の遺骨を一緒に埋蔵する形式のお墓。一定期間、骨壺で安置した後、共同埋蔵する。合葬式墓地ともいう(相模原市営霊園条例では合葬式墓所と規定)。

*** 13 壁面墓所 (P9)**

自然石等で造られた壁面に設けるお墓で、斜面地を利用した多段型のものが多い。

*** 14 有骨区分 (P9)**

市営霊園募集の際の区分の一つで、すでに遺骨を有しており、遺骨を埋蔵する墓地がなく、自宅か寺院などに仮安置されている方を対象とした区分のこと。

*** 15 一般区分 (P9)**

市営霊園募集の際の区分の一つで、遺骨の有無に係わらず申し込みのできる区分のこと。

*** 16 永代使用 (P10)**

墓地の使用に際して、使用期限を設けず、代々使用できること。

*** 17 生前区分 (P10)**

市営霊園合葬式墓所募集の際の区分の一つで、将来的に自身のために墓所を利用したい人のための申し込み区分のこと。

*** 18 承継 (P10)**

霊園の使用許可を受けた者が死亡した場合などに、その墓の祭祀主宰者が引き続き霊園を使用する許可を受ける行為のこと。

*** 19 相模原市営霊園整備調査報告 (P17)**

長期的な視点に立った墓地整備の方向性を定めるとともに、合葬式墓所等新型式墓地の具体的な整備計画を策定するため、20歳以上の世帯主、3,027人を対象(有効回答率:45.1%)としたアンケート調査を平成19年度に実施。

*** 20 樹木型墓地 (P21)**

墓石に代わり樹木をシンボルとした合同埋蔵形式のお墓。景観への配慮や自然に還りたいという志向により、横浜市や東京都で導入している。樹木を多く使う場合は樹林型墓地とも言う。

*** 21 集合形式 (P21)**

一般的な平面墓地ではなく、合葬式墓所などのように立体化、集約化等により、広く共同で使用する形態の墓地の総称。

*** 22 循環利用 (P23)**

未使用区画や無縁化区画の整理、墓地使用权の有期限化等により、墓地区画の再貸付を促進することにより、循環的な利用を図ること。

*** 23 墓守 (はかもり) (P24)**

墓地の手入れや清掃など、墓地を管理する役割のこと。

*** 24 コミュニティ (P32)**

「地域共同体もしくはその住民」を意味しており、住民相互の交流が行われている、あるいはそのような住民の集団のこと。

*** 25 法面 (のりめん) (P33)**

切り土や盛り土によって、人工的につくられた斜面。

*** 26 慰霊碑型 (P35)**

人工物をモニュメントとする合葬式墓所等における参拝所の形式の一つ。

3 検討委員会開催経過及び内容

開催回	開催年月日	参加委員数	傍聴人数	主な検討事項等
第1回	H23.10.12	6人	0人	設置目的・検討項目・スケジュール等 市営墓地の現状について
第2回	H23.11.25	5人	0人	視察：本市の霊園、近隣他都市の霊園
第3回	H24.1.18	6人	1人	近隣民営墓地の紹介について 墓地に係る公民それぞれの役割について
第4回	H24.2.15	5人	1人	墓地の循環利用の促進について 市営墓地を供給する対象者について 市営墓地の供給数について
第5回	H24.3.9	6人	0人	市営峰山霊園の整備について 今後の市営墓地の整備の方向性について
第6回	H24.6.29	4人	1人	市営峰山霊園の整備について（続） 今後の市営墓地の整備の方向性について（続）
第7回	H24.8.21	6人	1人	最終とりまとめ作成に向けた作業
第8回	H24.11.19	6人	2人	最終とりまとめ作成に向けた作業

※ 第6回から『相模原市市営墓地に関するあり方検討会』から会議の位置づけを審議会等に改め『相模原市市営墓地の在り方検討委員会』へ組織変更。

※ 平成25年3月1日 検討委員会から市へ報告書提出

4 出典図書等

- 「市政に関する世論調査」相模原市 平成23年5月
- 「相模原市保健所年報」 平成19年～平成24年
- 「相模原市統計書」
- 「新相模原市総合計画」 平成22年3月
- 「相模原市営霊園整備調査報告」相模原市・公益社団法人全日本墓園協会 平成20年3月
- 「都立霊園における新たな墓所の供給と管理について」答申
東京都公園審議会 平成20年2月
- 「墓地と市町村との関わりに関する調査研究報告書」
公益財団法人東京市町村自治調査会 平成23年3月
- 「区部霊園の管理について」答申 東京都公園審議会 平成14年12月
- 「欧州墓地視察報告書」 公益社団法人全日本墓園協会 昭和60年9月

